

幕末・維新时期における都市の構造

松 本 四 郎

一 問 題 設 定

いわゆる幕末・維新时期といわれる激動の時期を、後世の人々は、それぞれの立場にもとづいて、絶対主義の成立、ブルジョア革命、王政復古と評価している。いまここでこれらの規定について立入って論ずることはできない。たゞ歴史的事実として、幕末期における幕藩権力部内における内部抗争の激化と、その基底としての社会情勢の激動性について目を覆うことはできないだらう。⁽¹⁾ いまこの社会情勢の激動性といったことの一つの指標を百姓一揆件数の増大という点にしばって、それを数量的にみるとつぎのようになる。⁽²⁾ 享和元年（一八〇一）から明治三年（一八七〇）の七〇年間での百姓一揆件数は一四七七件で、一年平均で二〇件強であるが、安政五年（一八五八）から文久三年（一八六三）までの五か年間では二三〇件で年平均は四六件、ついで慶応元年（一八六五）から明治三年（一八七〇）の六か年間では三九六件で年平均になると実に六六件にも達しているのである。

幕末・維新时期という激動の時期を、こうした数字の提示をもって事終われりというつもりは毛頭ない。幕藩制のなかでもこの時期の百姓一揆の件数が頭抜けて高い数字を示していることを、社会情勢のなかでどのように位置づけるかが問題であることはいうまでもない。この課題に応える最近の研究に、幕末の百姓一揆は中・後期以降に一般的に現われ

る惣百姓一揆の激化が問題なのではなく、豪農層への打ちこわしを含めた世直し一揆こそ重要なとする指摘がある⁽³⁾。世直し一揆が貧農、半プロを軸にして激化したときこそ、幕藩制を根本的に否定するところの「世直し」の状況が生じたのであって、単なる百姓一揆件数の量的増大でなく、まさに幕藩制を打倒しうる社会情勢が土台のところで生まれてきたといえるのである⁽⁴⁾。さらにかゝる世直し一揆の激化を基底に、権力内部の抗争激化の果てについて維新政権が成立したにもかゝわらず、百姓一揆は止むことなく、一層の激しさを加えていったことをも知ることができる。こうした百姓一揆件数、なかでも世直し一揆の増大と、維新後への一揆の持続性がみられていることに、この時期の社会情勢の容易ならざる事態を見出すことができるであろう。

この動きに対応して、都市ではいかなる状況がみられていたのか。政治権力者である武士層、および特権的な商業・高利貸資本、さらには職人・小商人層から最下層の棒手振・日傭層の生産の場であり、生活の場でもある都市で、それぞれがどのように対立し、連合しているのか。この点をみるために、ここでも都市での打ちこわしの発生件数を整理しておこう⁽⁵⁾。百姓一揆と同じく享和元年（一八〇一）から明治三年（一八七〇）の七十〇年間に二〇二件、年平均で三件弱であるが、安政五年（一八五八）から文久三年（一八六三）の五か年には二四件、慶應元年（一八六五）から明治三年（一八七〇）までの六か年間で四五件も発生していることがわかる。慶應・明治初期の年平均は七・五件に達している。なかでも慶應期の政治抗争が都市を中心にして行なわれていただけに、大坂、江戸での都市民の打ちこわしの影響は大きかった。もちろんこの時点での都市の打ちこわしと農村での世直し一揆がどのように結びつき影響をあつていたのか。または両者は何故に連合することなく終ったのかについては、あらためて予定されている続稿にまつことにし、とりあえず幕末期での都市内部の打ちこわしを含めての情勢を具体的にみておきたい。もちろん、それでも都市内部における住民—武士・特権商人・小商人・職人・日傭・棒手振りーにおける、それぞれの間の連合と対立の状態を、前述した

農村の状況との関連で明らかにしなければならないという、基本的な分析視角をあらためて確認することが必要であるう。

こうした都市内部での連合と対立の状況、あるいは都市と農村との連合の有無を、一般的に論ずるということでなく、ここではまず巨大な特権的商業・高利貸資本とみられている三井家の史料に即してみておこう。幕末期での三井家の資産状態、各経営の動向については、大まかではあるが前稿「幕末・維新期における三井家大元方の存在形態⁽⁷⁾」で示したとおりである。幕末期における資産状態、経営動向に決定的ともいえる影響を与えたのは、安政六年（一八五九）横浜開港にともなう本店系統の進出（横浜店の開店、横浜御用所の開設等）であった。⁽⁸⁾開港の影響は単に三井家内部の問題だけではなく、他の経営すべてに指摘することができる。こうした経済的変動と密接に関連して、幕末期の三井家は、政治的、社会的に大きな動搖がつづいていた。文久三年（一八六三）一二月に、江戸本店、同両替店、同向店の重役が京都の大元方へ送った書状⁽⁹⁾にそれが端的に現われている。書状の前半では外国貿易への関与が都市民衆とともに下層の反発をうけ、襲撃の恐れが出ていたこと、後半では本店台所から発した自火が室町、日本橋一帯を延焼した事件の処理、とともに都市下層への補償問題について記している。この書状前半での張紙一件は、横浜貿易に直接関係のあった商人だけではなく、江戸市中の「重立候商人」への張紙⁽¹⁰⁾による批判が多くみられたが、なかでも三井家へ集中されたといつてよい。御用所での「御金取扱御用」はともかくとしても、三井家としては「商内」は「正道」を守ってきており、実際に「貿易商内等ニ多分之利益等無之儀ハ目録面ニも相分り在之」といった状態である。それにもかゝわらず「悪評之疑惑」が消えないとでもしなければ「世上人口難防」、「穩ニ相治」ることはむづかしいのではないか、そして「御金御用取扱」の御免願も提出したいと述べている。この横浜貿易との関係で悪評をまねいた三井家の、その名をさらに失墜させたのが、本店

台所からの自火であった。この自火によつて本店、両替店は表戸を締切り、潜戸から出入しており、次郎右衛門高朗も謹慎せざるをえなかつた。問題なのは罹災者であつた。これら罹災者たちは「当節人氣荒立居候折柄」、「当節柄候へ共何分世上騒立居程克相治り候様不致候は而ハ難相済」といつた世情を背景に、莫大な「御見舞」を強硬に要求したのであつた。この火事見舞を最も強く求めたのは魚川岸の魚問屋仲間であつたが、その背後にいたのは多くの裏店居住者であつたろう。前述の張紙をした浪士躰のなかには「小田原町住居肴渡世致居候神崎屋十次郎」という名がみえているよう。それが一部の浪人たちの動きだけではなかつたことと同じである。これに對して三井家の対策は實に慎重であつた。それは自火見舞金の場合の交渉の仕方のなかに、直接交渉がかえつて事柄をこじらかすことになるとして、斡旋役の市中取締役名主その他をたてて、その態度は及び腰ですらあつたといえる。⁽¹¹⁾ こうした事例にうかがわれるよう、都民衆と特権的地位にいる大商人（それを警備する權力者＝酒井、紀州家等）との間にはこそがたい大きな溝があり、そこには在來の秩序の崩壊と、大商人の側での民衆への計りしれない恐怖が見受けられることを否定することはできないだらう。

こうした都市民衆との対立関係のクライマックスを、慶應二年（一八六六）江戸の打ちこわしのなかに見出すことができよう。慶應二年五、六月および九月の二度にわたる打ちこわしの史料としては「藤岡屋日記」⁽¹²⁾、「丙寅連城漫筆」⁽¹³⁾等をあげることができよう。これらの史料の指摘と重なるところがあるが、三井の店々がこの打ちこわしをどのようにうけとめ、いかなる対策をたてていたかを、京都店の後見役が江戸三店の後見役にあてた書状にみることができる。⁽¹⁴⁾

この書状によつてわかる打ちこわしの行動は、ほゞこれまで紹介されてきてゐる諸史料とそれほどちがわない。すなわち五月二八日品川宿からおこつた打ちこわしは米屋、酒屋、油屋、質屋等の「相応暮被居候仁」への襲撃となり、ついで北上して芝方面から西へ向い赤坂、四谷、鮫ヶ橋辺へ波及した。引続いて中心部の堀留町の丁吟をはじめ神田で乾

物、米、質渡世への打ちこわしがおこっていることをこの書状は記している。いまここで、この打ちこわしについて詳細に述べるつもりはない。当面右の史料から注目しておきたいのは、芝方面に打ちこわしが及んできたとき、それが芝口店へ影響が出るのではないかということを懸念しての対策と、不穏な状勢を少しでも鎮静させるために行なった施行米、金の施与についてである。すなわち三井だけではなく、三谷、竹原、京屋、木屋、伊達、下村などの「市中身柄相応之仁家並之施行被差出」ねばならない、「多少とも出金不致而は難相成」きたま本店、向店、糸見世三店は文久三年の「浪士一條」のさいの施行割で、芝口店は、文久元年（一八六一）の諸物価高騰のさいの施行割に見合って支出することを覚悟している。このような対策を講じつゝも、これが決して單発的な事件としてではなく、政治的、社会的に不可避な不穏な状勢として認識されてきているのであって、「誠ニ不怪義実以不不容易御時節ニ相成」と嘆かざるをえず、その時々の対策を、京都へ一々連絡せずにその地の重役たちによって臨機応変に処理することを認めざるをえなかつたのである。文久三年の時点でも、この慶應二年での動きも、年を経るにつれて、巨大な特権商人一同も、時流はすでに動かしがたいものとして、都市民衆による襲撃や打ちこわしの前に戦々競々としていた姿をここに見出すことができよう。

この時点での三井家の動向は、かかる都市民衆との間のこえがたい矛盾・対立の上に、小栗上野介を中心とする幕府の財政々策との結びつきを強める方向と、他方では京都大元方を中心て政局の動向をみきわめつゝ、薩長討幕派への加担の色あいを強めていく方向とが交錯していた。¹⁵⁾ この方向は幕府が倒壊したのちには、維新政権の財政的基礎として、その特権的地位を確保し、その立場を強化することに全力をあげていくなかにも明らかに貫徹していく。

すなわち、幕末期において露呈した都市民衆との対立関係は、維新政権の成立という状況の変化に規定されつゝも、依然として存在していたことを見逃すことはできない。たとえばつぎの史料はこの状況を直接的に示しているものといえよう。¹⁶⁾

明治二年五月開墾局御開キニ付、商社中七十九人御呼出北島五位殿被仰渡候ハ、戊辰以来諸色高価ニ付無籍無產ノ窮民夥敷、動モスレハ屯集沸騰可致形勢、御一新ノ御仁恤ヲ不弁者既ニ府下ニ二万人余モ有之、依テ下總國小金牧一円開墾可致仰付、尤金武拾万円御下渡相成窮民ヲ彼ノ地ヘ移シ生育致候様御申渡有之

この条項は、直接には東京の「窮民」を開墾会社によつて下総の小金、佐倉両牧へ移住させることの必要性について記されているなかにある。ここでは開墾移住が戊辰戦争以来の「無籍無產ノ窮民夥敷、動モスレバ屯集沸騰可致形勢」を除去するために必要な一措置として実施されていることが注目されよう。開墾会社については後に述べるところがあるだろうが、ここには慶應二年の打ちこわし、戊辰戦争といった時期を経ても、依然として都市民衆の状況が基本的には変わつていなかることを見出すことができよう。時の権力者にとつても、また巨大な商業・高利貸資本にとつても、まさに内懷に时限爆弾をかゝえていたようなものであろう。後に述べるようにこれら「無籍無產ノ窮民」たちをとりまく客觀情勢は、かつての旧幕時代と大きく変つてきていたにもかゝわらず、なおこのように「屯集沸騰」しうる可能性をもつていたことは歴史事実として無視することはできない。しかし他方で、明治初期における特權的な地位にあつた大商人たちは、幕末期のごとく打ちこわしの勢いに恐れおののき、及び腰での交渉の態度が、統一国家の成立とくに強力な軍事力の存在、といった客觀的条件の変化とともにすっかり自信を回復していた。明治元年七月、江戸在勤中の三郎助高喜が、京両替店、京本店の重役たちにあてた書簡のなかに、つきのようない指摘がある。⁽¹⁷⁾

一筆令通達候秋暑強有之候弥御無事珍重存候、當方別条無之候此段安意可給候、然は当地之様子追々店々承知被申候通り終ニ存外御時節ニ相成、只々恐縮之外無之候、併市中之模様は上野戦後却而穩ニ相成、御上よりも下々賑合候様追々御世話有之、先比も両國ニ而花火之催有之祇園御神事神輿御渡りニ相成、夫是相応賑合申候、乍併右等其節一時之賑合ニ而、何分御大名御旗本御在府無之事故惣躰淋敷相成諸商人一盤不景氣（以下略）

ここで述べられているとおり、上野戦争後の市中はかえつて静穏となつてゐることが簡単ではあるが述べられている。

三井家の場合でも、この後に「御上より」の「御世話有之」ということが、具体的に商法司、通商司への参加、為替会社、通商會社、開墾會社の設立等に直接に関与するなど、維新政権の財政、経済政策の不可欠のプレーンとしての地位をかためていく方向で結実していくのである。前稿「幕末維新期における三井家内部の問題点を抱えながらも、この時点では、政治権力との結びつきを一層強めつゝあつた。この強大な権力との癒着によつて、かつてのごとき都市民衆、とくに下層の圧力の前におびえていた事態から脱却していだといえよう。

かかる変化をもたらしたところの、強大な国家権力を背景とした特権的な大商人たちの共同の対処と、さきにみた都市民衆、なかでも下層による「不穏」な情勢とはいかなる関係にたつのか、このことはまさに日本近代をかたちづくつたところの特質の原型をここにみることができるのでなかろうか。したがつてここで問題は、また幕末・維新期という短い時期についてだけでなく、日本資本主義の確立期における人民闘争の特質をもっともよく表現するものとして、都市無産大衆（または都市雑業層）の暴動と把握する日本近代史研究者の研究成果との関連が意識されている。^{〔18〕}もちろんこの幕末期の都市下層と明治後期の都市無産大衆（都市雑業層）との関連については慎重に検討されねばならない。すなわち都市無産大衆の存在のきわだった現象として、下層の集団的居住地域というものがこの時期に指摘されている。それが有名な下谷万年町一帯、四谷駄ヶ橋、芝新網町といった町々であった。これらの町々の明治中・後期の状態については、すでに横山源之助『日本の下層社会』、西田長寿編『都市下層社会』等に記録されている。そしてこの限りでは幕末期においてもそれほど変りはない。喜多川守貞の『近世風俗志』には、願人坊主が「江戸に在る者此輩甚多く皆橋本町に住して或曰始め馬喰町に住す元禄年中橋本町に移之、同所に其長あり或人曰羽黒山の派と鞍馬山と三派ありと云々戯謔を専として其所為種あり」とある。また非人乞食についても「江戸橋、本町、浅草、山崎町、松島町、芝新錢座、

赤坂、鮫ヶ橋等困民多く裏家には専ら乞丐人住す」また「橋本町、山崎町等其他よりも戸籍に載る困民の乞丐に出る者甚多し、松島町芝の新あみも困民乞丐に出づ」と記されている。下層社会の存在をもつともよく示す願人、非人乞食の居住地域は、ここにみえるように神田橋本町、下谷山崎町、芝新錢座、新綱町、四谷天竜寺門前、鮫ヶ橋、松島町そのほかが指摘されている。「市中取締類集」にみえる江戸市中の木賃宿についての調査も、右の地域のほかに深川海辺大工町があげられている。下層の集團的居住地域としては、ここにあげられているかぎりでは明治三〇年代のそれとそれほど変りない。とはいえてここで幕末・維新期での下層社会がストレートに明治三〇年代のそれに移行していったということを述べるつもりはない。右のような連続面をみた上で、両期間での断絶面を評価するのが当面必要なことと思う。たとえば前記の地域のなかでも、神田橋本町などは明治一四年（一八八一）正月の大火を契機に、この下層の集團的居住地域すべてが、旧町会所資金により買上げられ、木賃宿・長屋等が一掃され、以後はかつての面影をまったく失つていった。⁽¹⁹⁾ また麻布地域は「以前貧民の多く居住する地なりしも近年に至り顯官華族等多くこの地区に居住する事になり、貧窮者多き町の土地を買占め全く上等の町となれり」というような変化がおこつたのである。⁽²⁰⁾ 政府、府、市当局の力によつて、幕末・維新期の町は明治期に入つて部分的ながら改造されていっているところもある。しかし、このように町並が變つていっただけではない。隅谷三喜男氏は「明治中期以降の都市貧民と幕末期ころの前期的窮民との間に断絶がある」⁽²¹⁾ と述べられているが、あきらかに下層それ自体に変化がおこつていることはいうまでもない。この点について、津田真微氏が明治三〇年代後半になつて工場労働者の、スラム階層からの社会的分離がはじまつてゐることを指摘していることゝ関連しよう。このような変化について、具体的に検討することはいうまでもなく必要であるが、当面の問題からいえば、この点の指摘がさきに述べた都市無産大衆（または都市雑業層）による暴動形態を日本資本主義確立期における人民闘争の最も特質的な表現だとする日本近代史家の指摘の意義と関連するのだろう。そして同時にその特質こそが、

幕末・維新期における都市市民衆による打ちこわし形態の特質の性格を明らかにすることができる、そこにおののずから幕末・維新期の段階と明治三〇年段階の差異を規定することができるからである。当面、本稿での課題をこのように設定した上で、これまで簡単にみてきたところの、再生産かつかつの都市下層を数多く存在せしめたところの幕藩制下の都市の構造についての理解を深めることが必要だろう。そしてこの構造理解は、決して静態的なそれなく、幕末・維新期という幕藩国家から近代天皇制国家への移行期における、激動する社会情勢のなかで、都市と都市民の果した役割が検討されなければならないだろう。すなわち、幕末・維新期における農村での世直し一揆と都市での打ちこわしの激化という動きのなかに現われる、諸階級の連合と対立の状態を明らかにすることを本稿における究極の課題とし、それへの一素材—江戸における—を提供することがここでの課題である。

- 注（1） 野呂栄太郎「日本資本主義発達の歴史的諸条件」（『野呂栄太郎全集』上巻）一七二～一七五頁
- （2） 以下の数量的傾向の根拠は、青木虹二「百姓一揆の年次的研究」（増訂版）、同『明治農民騒擾の年次的研究』による。
- （3） 佐々木潤之介『幕末社会論』、青木美智男「世直し状況の経済構造と階級闘争の特質』（『歴史学研究』三二六）参照。
- （4） 山田忠雄「幕末維新期の人民闘争」（『歴史評論』二一五、二一九）は幕末維新期を「革命情勢」として把握し、前注の論考との間にかならずしも意見の一致があるわけではないが、こうした基本線でのくいちがいはない。
- （5） 青木虹二「百姓一揆の年次的研究」
- （6） 羽仁五郎「幕末における政治的支配形態」（『明治維新史研究』所収）
- （7） 『三井文庫論叢』二号所収
- （8） 前掲拙稿論文のほか『三井銀行八十年史』
- （9） 三井文庫所蔵史料 別六七二「証無番状」
- （10） こうした張紙は『稿本三井家史料』北家第九代高朗（上）一八四～一九五頁にみえる。
- （11） 三井文庫所蔵史料 別六七二「証無番状」

- (12) 「東京市史稿」市街編四十八
- (13) 『史籍協会叢書』
- (14) 三井文庫所蔵史料 別八六八「証無番状之留」
- (15) 『三井銀行八十年史』三〇～三七頁
- (16) 『東京市史稿』市街編第五十一四四八～四四九頁
- (17) 三井文庫所蔵史料 別六三九一～
- (18) 中村政則・江村栄一・宮地正人「日本帝国主義と人民一九・五民衆暴動をめぐって」(『歴史学研究』三二一七), 掛谷幸平「日本帝国主義確立期の階級闘争」(『日本史研究』一〇四)
- (19) 『千代田区史』中巻三七一頁
- (20) 「東京府下貧民の状況」(『日本労働運動史料』第一巻三八頁)
- (21) 隅谷三喜男編『日本資本主義と労働問題』
- (22) 津田真徵「日本の都市下層社会—明治末期のスラムをめぐって—」(『東大経済学論集』一四一―号)

二 江戸市中の各地域における住民構成の特質について

幕末・維新时期における都市の打ちこわしの歴史的性格を検討するためには、下層を軸にしての都市構成員の全構成の特質を明らかにすることが必要である。このことは同時に幕藩制下における都市の性格についての検討ということにならう。以下では具体的に江戸の都市構造を考えるための前提として、まず都市的形態の特質を検討しておきたい。⁽¹⁾ 天正一八年(一五九〇)家康が関東入部のときには、いまの呉服橋から大手町にいたる間の道三堀ぞい一帯の地域が、江戸での最初の町入町となつた。ついで第二期として慶長年間の江戸城増築と関連して下町の大規模な造成が行なわれた。こうして道三堀ぞいの町屋が移動して、いまの日本橋、京橋、神田一帯に拡大されていったのである。慶長一寛永ころの江戸は、城と武家町に結びついた商人町、職人町が団塊状に膨張するという城下町に特有の町屋形態がとられてい

た。明暦の大火までの江戸はこうした基本的形態のもとで、町並みも比較的整っていたのである。ところでこの時期以後、江戸の都市的形態は大きく変わった。その直接の契機となつたのが明暦三年の大火である。大火後に幕府の方針によつて寺院や武家屋敷の郭外への配置がえが大規模に行なわれた。それにつれて町屋や門前町の新設ないし転移がなされた。こうして江戸の周辺部の市街地化が進み、都市の外延的拡張が行なわれたのである。

外辺部に発達していく状況は、正徳三年（一七一三）の深川、本所、浅草、小石川、牛込、市ヶ谷、四谷、赤坂、麻布辺の代官支配地で町並化している地域が町奉行支配下に入り、ついで延享二年（一七四五）には江戸全域の寺社門前町、境内の町並地が同じく町奉行支配下にくみ入れられていったことにうかがわれよう。⁽²⁾ すなわち郭内（日本橋、京橋、神田一帯）と後述する城東部（本所、深川）は本来の城下町にみられたような整然とした町割りの形態を示しているのに対し、一七世紀後半以降、江戸の都市形態は大きく変化をとげ、寺社や大名屋敷を核とする、分断された不規則状の小規模な町屋が多く形成された。歴史地理学者が江戸を「多心的城下町」と規定しているのは、右のような都市的形態を指しているのである。⁽³⁾ こうした都市的形態を考慮した上で、幕末・維新期における都市の住民構成について立入つて検討していかなければならぬ。

その場合、前述したような都市的形態を考慮してできるかぎり全地域の状態を明らかにすることが必要である。とはい全地域にわたる人別帳あるいは戸籍などの調査史料が現存するわけではない。ここでそれらに代わつて使用する史料は、「町方書上」⁽⁴⁾（文政二年・一八二八）にのせられている各町別の総戸数とその内訳として記されている家持、地主、家主（家守）、地借、店借、明店別の軒数について検討してみたい。

この「町方書上」の限界はいうまでもなく家持以下店借に至るまでの比率は知りえたにしても、さらに諸営業との関連といつた点を知ることができないこと、第二に江戸の中心部である日本橋、京橋、神田地域の郭内の書上がないこと

と、また浅草および本所の一部の町々は総戸数は記載されているが、その内訳明細が記されていないこと、以上の諸点であろう。とはいえ広範囲な地域にわたって住民構成の一端を知りうる史料が他にない以上、できるかぎりこの「町方書上」を使ってみたい。

この史料によつて町々の住民構成が具体的に判明するが、まず居住戸数に占める店借の存在状態を一つの指標として、江戸市中の「地域」的な性格をみておきたい。この場合の「地域」とは、芝、西久保、三田といったように、便宜的に「町方書上」で使用している地名をとっている。もちろんそれぞれの広さ、戸数等にかなりの差はあるが、各地の地理的条件、街道町、寺社門前町等の区別がかなり反映しているともいえるので、そのまま使ってみたい。この地域に属する町々の店借戸数を集計し、それに対し史料記載の総戸数でなく家持、家主、地借、店借の現居住戸数の合計に占める比率を計算した結果が第一表である。ここでは第一に芝、三田、麻布、赤坂を中心とする城北方面、第二に四谷、牛込、本郷、湯島、外神田を中心とする城北方面、第三に下谷、本所、深川の城東方面とに分けてみた。第一の城南方面についてみよう。ここで一つの特徴的な点は、目黒、渋谷方面の町々の店借比率が比較的低いこと、それについてで高輪、品川等の門前町とそれに近い町々の店借比率が比較的低いことである。これに対し、この城南方面全体の店借比率の平均値以上の町々は芝、桜田、三田、白金、麻布、青山の地域の町々に多い。この地域の主要な町々の多くは七五パーセント前後が店借である。第二の城北方面についてみると郊外の巣鴨、雑司ヶ谷地域の店借比率が低いが、それとともに郭内に近い麹町、外神田といった地域も比較的低いことは注目される。店借が多く居住していた地域は、鮫ヶ橋、四谷、市ヶ谷、駒込といった地域である。なかでも明治中・後期の三大貧民窟の一つであつた鮫ヶ橋の店借比率がすでに高いことは興味深い。全体として、一部の地域を除いては城南方面よりやゝ低い傾向にある。最後に城東方面をみると、ここでは浅草地域の状況がわからないという欠点があるが、主たる地域の下谷、本所、深川の各地のいずれ

も、店借の比率がかなり高い点は注目されよう。とくに深川地域の八一・五パーセントという高率は他に類をみないほどである。

第1表 江戸市中における店借の存在状態

地 域 名	居住戸数	店借戸数	店借比率
I 芝 三 久 西 本 櫻 本 二 飯 目 飯 白 白 永 永 峯 高 町、 高 高 下 高 品 輪 川 門 寺 社 麻 前 坂 地 赤 山 青 岩 渋 神	9,558	7,052	73.8
	1,568	1,182	75.4
	895	603	67.4
	840	617	73.5
	505	363	71.9
	1,014	638	62.9
	588	437	74.3
	232	151	65.1
	402	285	70.9
	50	29	58.0
II 外 湯 根 巣 駒 市 音 高 田、 牛 錦 麿 四 四 鮫 鮫 柏 河 木、 木 角 下 谷 谷 本 本 深	3,782	2,921	77.2
	2,281	1,586	69.5
	804	627	78.0
	466	309	66.3
	3,393	2,281	67.2
	2,461	1,658	67.4
	442	312	70.6
	4,072	2,718	66.8
	569	358	62.9
	1,562	1,149	73.5
III 田 保 田 樺 倉 金 黒 輪 輪 門 門 前 前 地 地 布 坂 山 山 谷 谷 田 嶋 津 郷 郷 鴨 込 谷 谷 羽 込 町 谷 橋 橋 砥 谷 砥 中 所 所 川	1,510	1,116	73.9
	913	599	65.6
	346	217	62.9
	3,687	2,600	70.5
	458	273	59.6
	2,716	2,036	75.0
	1,214	982	80.9
	525	355	67.6
	6,494	4,769	73.4
	831	605	72.8
IV 下 谷 本 本 深	5,835	4,410	75.5
	11,508	9,488	82.5

このように「町方書上」に記載されている店借は、市中のなかでも比較的町的規模の大きい芝、麻布、四谷、下谷といった地域に、ほど七五パーセント前後、本所、深川はこれらよりさらに多くの店借が居住していたことを示している。それに対し、農村的性格が比較的強いであろう、郊外の町々や城南、城北の小規模な寺社門前町、武家屋敷ぞいの町々には店借がそれほど多いとは見えない。概括的にこのようにまとめることができたとしても、なお問題が残るのは、麹町、外神田といった郭内に近い町々も店借が比較的少ないと関連して、日本橋、京橋、神田の郭内の地域が

どのような状態を示しているのかということである。「町方書上」ではこの点を明らかにすることはできないので、つぎの明治初年の資料によって検討しておきたい。第二表は明治六年（一八七三）一月現在で東京全地域の総戸数と借店数を出し、借店比率を計算したものである。⁽⁶⁾ この資料は壬申戸籍を集計してえられたものであるから、その信頼度はかなり高いといえようが、たゞここでの「借店数」といってある内容が明らかでないため、はたしてこれまで検討してきた文政の「町方書上」の店借と同一性格の者かどうか、また地借、家主がどうなっているのかについてもわからないが、とりあえずここでの借店を店借と同じ性格として検討してみたい。また各町々の比較も、この資料が大小区ごとに集計されているため十分にできないが、これまでの検

第2表 明治初年東京における借店の存在状態

	総戸数	借店数	%
第1 大区	42,983	17,035	39.6
第2 大区	16,066	10,611	66.1
第3 大区	16,416	9,198	56.0
第4 大区	11,794	6,862	58.2
第5 大区	23,863	14,962	62.7
第6 大区	18,498	12,590	68.1
第7 大区	14,065	2,802	24.9
第8 大区	11,679	3,010	25.8
第9 大区	9,656	3,106	32.2
第10 大区	15,388	7,623	49.5
第11 大区	12,672	2,428	19.2

したがって借店率もこの区分を反映して、はつきり異なっている。第一大区をのぞく第二から第六大区までの市街地の借店率は六八から五六パーントの間にある。

これに対して第七から第一一大区の農村地帯の借店率は、下谷、浅草地域が入っている第一〇大区が五〇パーント近くあるほかは二〇パーント台といつてよいであろう。こうした農村地帯と対照的な市街地の借店率の高さも、第一大区の場合にはつきりとちがった傾向を示している。第一大区は、いわゆる日本橋、京橋、神田地域が入っている東京での最大の大区であって、文政の「町方書上」に記載されていない、これまでに未検討の地域なのである。この第一大区は総戸数が他の大区にくらべて三一二倍くらいという大きな区であるに

もかゝわらず、商店率は四〇パーセント弱であつて、他の市街地とは明らかに異なる傾向を示している。そこで第一大区の各小区ごとの総戸数、家持数、商店数をつぎに示し⁽⁷⁾、そこでの特徴的な性格をみていくことにしよう。

第一大区一小区 総計五一戸 家持二戸 借店四九戸

宝田町、祝田町、千代田町

第一大区二小区 総計六戸 家持 借店六戸

大手町一～二丁目、道三町、錢瓶町、永楽町二丁目

第一大区三小区 総計一〇九戸 家持七戸 借店一〇二戸

永楽町一丁目、八重洲一～二丁目、有楽町一～三丁目

第一大区四小区 総計三三〇四戸 家持一〇〇五戸 借店一二九九戸

三河町一～四丁目、美土代町一～四丁目、雉子町、神田新銀町、神田閼口町、神田蠶燭町、旭町、皆川町、神田松下町、永富町、鎌倉町、千代田町、西今川町、神田塗師町、新石町、神田堅大工町、神田多町一～二丁目、神田佐柄木町、連雀町

第一大区五小区 総計三〇一五戸 家持二三一八戸 借店六九六戸

本町一～四丁目、岩付町、本石町一～四丁目、本石町十軒店、金吹町、本革屋町、駿河町、本両替町、北鞘町、品川町、品川裏海岸

本銀町一～四丁目、室町一～三丁目、瀬戸物町、伊勢町、本船町、本小田原町、長浜町、安針町

第一大区六小区 総計三五七六戸 家持二七二九戸 借店八四七戸

通一～四丁目、西河岸町、吳服町、元大工町、数寄屋町、檜物町、上榎町、下榎町、樋正町、箔屋町、新右衛門町、川瀬右町、佐内

町、平松町、青物町、元四日市町、錦町、本材木町一～二丁目、万町

第一大区七小区 総計三五一四戸 家持二二六四戸 借店一二五〇戸

南伝馬町一～三丁目、中橋広小路町、北榎町、南榎町、桶町、南大工町、南鍛冶町、五郎兵衛町、畠町、北紺屋町、中橋和泉町、大

鋸町、南鞘町、松川町、鈴木町、因幡町、常盤町、具足町、柳町、炭町、本材木町三丁目

第一大区八小区 総計一六五四戸 家持一五九五戸 借店五九戸

銀座一～四丁目、三拾間堀一～二丁目、尾張町新地、金六町、京橋水谷町、南紺屋町、弓町、新肴町、弥左衛門町、鎗屋町、西紺屋

町、元数寄屋町一~四丁目

第一大区九小区 総計一七九戸 家持一二六三戸 借店五三六戸

木挽町

尾張町一~二丁目、竹川町、出雲町、南金六町、三拾間堀三町目、日吉町、惣十郎町、滝山町、南鍋町一~二丁目、南佐柄木町、加賀町、八官町、丸屋町、山城町、山下町

第一大区一〇小区 総計二七九一戸 家持一九六三戸 借店七五六戸

木挽町一~八丁目、采女町、新富町一~七丁目、大富町、南八丁堀一~三丁目、本湊町、船松町、南飯田町、上柳原町、南本郷町、

南小田原町一~四丁目、入船町一~七丁目、新栄町一~五丁目、新湊町一~五丁目、佃嶋、築地一~四丁目

第一大区一小区 総計四一七六戸 家持一六一九戸 借店二五五六戸

須田町、通新石町、神田鍋町、神田鍛治町、神田小柳町、神田元柳原町、神田平永町、神田柳町、神田黒門町、神田富山町、神田紺屋町、神田上白壁町、神田下白壁町、東松下町、東紺屋町、松田町、美倉町、南乗物町、北乗物町、西福田町

第一大区一二小区 総計四二三戸 家持一八九三戸 借店二五三〇戸

馬喰町一~四丁目、神田富松町、豊嶋町一~三丁目、東竜閑町、岩本町、神田松枝町、神田大和町、元岩井町、神田材木町、東福田

町、東今川町、小伝馬上町、亀井町、橋本町一~三丁目、神田久右衛門町、江川町

第一大区一三小区 総計二九三戸 家持一三六五戸 借店九二八戸

通塩町、横山町一~三丁目、米沢町一~三丁目、吉川町、藁研堀町、元柳町、新柳町、橋町一~四丁目、村松町、久松町、若松町、

菖蒲町、矢之倉町、浜町一~三丁目

第一大区一四小区 総計五三四七戸 家持三三九四戸 借店一九五一戸

大伝馬一~二丁目、通旅籠町、通油町、鉄炮町、大伝馬塙町、小伝馬町一~三丁目、堀留町一~三丁目、田所町、新大阪町、元浜町、

弥生町、富沢町、長谷川町、新乘物町、新材料町、岩代町、暮屋町、堺町、新和泉町、高砂町、浪花町、住吉町、芳町、新葭町、元

大阪町、松嶋町、堀江町一~四丁目、小舟町一~三丁目、小網町一~四丁目、小網町仲町、蛎壳町一~三丁目

第一大区一五小区 総計四五二五戸 家持二一六四戸 借店二三五〇戸

南茅場町、兜町、阪本町、三代町、北嶋町一~二丁目、龟嶋町一~二丁目、水谷町、岡崎町一~二丁目、八町堀中町、永嶋町、日比

谷町、幸町、長沢町、元島町、松屋町一~三丁目、高代町、本八丁堀一~五丁目

第一第区一六小区 総計二四〇〇戸 家持一二八八戸 借店一一一〇戸

南新堀一～二丁目、靈岸嶋四日市、靈岸嶋塙町、靈岸嶋浜町、靈岸嶋銀町一～二丁目、長崎町一～二丁目、靈岸嶋町、宮島町、川口町、東湊町一～二丁目、新船松町、箱崎町一～四丁目、北新堀町、大川端町、新永代町、越前堀一～二丁目

合計四万二九八三戸 家持二万五八六九戸 借店一万七〇三五戸

この第一大区内の小区ごとの状態のなかで、まず一、二、三の各小区は政府施設（軍隊、裁判所、大蔵省等）がほとんどを占め、戸数も少ないという点から、まず除外してよいだろうし、また銀座一～四丁目を中心とする八小区は、借店数がきわめて少なく、比率も僅か三、六パーセントしかないことについては若干疑問があるので、一応除外しておこう。これ以外の第一大区内の小区ごとの特徴的な点はつぎのとおりである。日本橋をはさんで並ぶ五、六小区のいずれも商店率が二三パーセントであることが注目される。五小区は本町、本石町、室町といった大商人たちの居住する経済的にもとも重要な地域であり、六小区もまた通一～四丁目を中心として、本町通りと拮抗した中心街である。ついで尾張町、築地等の京橋南部の九、一〇小区が二七～二九パーセント台である。このような日本橋、京橋地域の中心街での商店率の低さとは対照的に、神田を主とする三、一、一二小区の商店の多さが目だっている。なかでも須田町、通新石町、鍛冶町、さらには平永町、紺屋町、松田町といった町々を含む一小区の商店率は高い。また一三、一四、一五、一六小区はいずれも隅田川に面した、日本橋、京橋地域でも東部に属しているが、ここも四〇パーセント台を中心とした地域での商店率としては相対的に高い。この神田、あるいは日本橋、京橋地域の東部には、すでに述べたように神田の橋本町、日本橋の松島町といった下層の集団的居住地域が存在していた。第一大区は日本橋、京橋地域の東部に、下層の商店の比重がきわめて大きかったが、その周辺の神田および日本橋、京橋地域の東部に、下層の集団的居住地域を包摂しつゝ、商店率のやゝ高い傾向が対照的に存在していたことができよう。とはいっても、すでに述べたように、その商店率の高さも相対的なものであって、第二～六大区にくらべると第一大区の商店率の低さ、家持層の比重の高さは

きわめて特徴的であるといえよう。この日本橋、京橋、神田地域における住民構成の特質を、他の地域の住民構成、とくに店借の存在状態で比較検討するとき、江戸（東京）の全地域における住民構成の特質を理解することができよう。すなわち同じ郭内であっても、日本橋、京橋の一部と神田および日本橋、京橋の隅田川ぞいは、住民の存在状態がかなり異って併存している。すなわち、一方の大商人を中心とする地域と、他方それをとりまく店借＝都市下層（この点は後述する）の存在が、隣接しあって併存しているのである。このような構造をとったのは、この地域はもともと江戸が徳川氏の城下町として計画されたところであり、のちに膨張、発展していく地域とはちがつて、ここだけで都市的機能を果しうるようにつくられていたことを示しているのではないか。これに対し寛永、明暦期以降に芝、四谷、本郷、下谷等へ発展していった地域は、さきに文政期の「町方書上」に記されている居住戸数と店借数の比率からもわかるとおり、日本橋、京橋地域よりはるかに、都市下層が広汎に分厚く存在しているのである。日本橋、京橋地域と対置される外側にはさらに膨大な店借＝都市下層が配置されていたのである。

このように江戸（東京）の全地域について、店借＝都市下層の存在状態を指標にして概略的な把握につとめてきたが、つぎに各地域の住民構成の状態を具体的に把握したい。そのためにこれまでみてきたように芝、赤坂といった地域単位での概括的な検討でなく、町々における店借率をみていくと同時に、そことの一戸当たりの平均宅地坪数をみていきたい。一戸当たりの平均宅地坪数は居住状態を直接的に反映するものだろうし、したがって生活状態をも間接的に表現しているとみてよいだろう。史料は「町方書上」である。「町方書上」のなかにある「町内間数」はその町の東西南北の間数（表幅、裏幅、裏行）を記している。「御府内備考」にもそれが記載されているが、「町方書上」にはその最後に総坪数が記載されており、道路等を除いたその町内の面積がわかる。⁽⁸⁾ この総坪数をもって一応町内の総宅地面積として、これを町内の総軒数で割った数字を一戸当たりの平均宅地坪数とみておきたい。

右のような店借率、一戸当たり平均宅地坪数といった指標によって、江戸市中の町々の店借¹¹⁾下層の存在形態について具体的にみていいきたい。その地域としてはまず日本橋、京橋地域に続く芝をとつてみたい。ここでいう芝は、芝口から芝田町に至る街道（東海道）ぞいに展開する町々である。この町々は芝口橋を渡ったところにある芝口（一～三丁目）—源助町—露月町—柴井町—宇田川町—神明町—浜松町（一～四丁目）と連なり、ここで金杉橋に至り、ついで金杉通（一～四丁目）—本芝（一～四丁目）—芝田町（一～九丁目）に続く町々である。この芝の延長として高輪、品川の町並が続いている。この街道ぞいの町々に接続して芝増上寺門前（一～三丁目）、中門前（一～三丁目）があり、その反対側に新網町がある。また金杉通と一体となつて金杉浜町、西応寺町などがある。このように芝地域は、都市的景観からいえば団塊状町屋というより街村状町屋になつてゐるといえようが、町の規模が芝新網町の六三二軒を筆頭にかなり大きく、京橋の郭内とつながつてゐる状態をも考へることができよう。これらの町々の総戸数、店借数、総坪数を示し、それと店借率、一戸当たり平均宅地坪数を計算した第三表をつぎに掲げたい。この表をみてまず問題にしたいのは一戸当たり平均宅地坪数をみると、どの数字を基準にして大小を見るのかということである。これまでの論述の方向からいっても下層の居住状態を中心みていくことにすると、何坪程度が平均的となるのかということを知つておかなければならぬいだらう。こうした点については、世上流布している「九尺二間の裏長屋」、「九尺二間の棟割長屋」は、これら下層の居住形態を一括した表現といえよう。これらの裏長屋、棟割長屋についての具体的な居住形態を知る資料はこれまであまり提示されていないといつてよい。もつとも店賃徵収のために略図をつくった史料が若干残されている。木挽町六丁目の北角より三軒目の総坪数一五七坪余に二〇軒が居住している状態を図示したもの¹²⁾、あるいは根津門前町往還ぞいの三〇〇坪に二七軒が居住している状態が略図になつてゐるという僅かな事例をみることができる。前者の場合、坪数が表示されているので、これを整理すると最大が一六坪半で一軒、九坪が四軒、六坪七五が二軒、五坪半が一軒、五坪

状態

店借B 率 C	町内面 積 (D)	A D	町 名	総戸数 (A) 数	居住戸 (B) 数	店借戸 (C) 数	店借B 率 C	町内面 積 (D)	A D
62.8	3,267 ^b	16.4	芝金杉裏一丁目	72	72	51	70.8	1,670	23.2
57.4	726	15.4	芝金杉裏二丁目	117	117	96	82.1	1,582	13.5
67.1	1,395	10.0	芝金杉裏三丁目	89	89	67	75.3	891	10.0
53.7	764	14.1	芝金杉裏四丁目	133	133	88	66.2	1,316	9.9
0	165	15.0	芝金杉裏五丁目	56	56	35	62.5	903	16.1
52.2	2,568	16.0	芝金杉木片町	100	100	83	83.0	923	9.2
52.9	2,296	16.4	芝金杉裏三丁目 ^a	3	3	0	0	24	8.0
57.1	2,575	11.2	芝金杉浜町	108	108	25	23.1	1,437	13.3
62.5	2,407	15.0	芝金杉浜戸安来寺門前	4	4	0	0	41	10.3
72.6	3,930	11.7	芝西應寺町	329	329	264	80.2	5,135	15.6
24.5	1,138	21.4	本芝一丁目	226	226	190	84.1	2,324	10.3
73.4	3,875	10.0	本芝二丁目	269	269	243	90.3	2,384	8.9
62.5	567	17.7	本芝三丁目	212	212	182	85.8	2,243	10.6
40.4	1,764	16.2	本芝四丁目	162	162	122	75.3	3,112	19.2
69.8	2,363	12.8	本芝材木町	113	113	93	82.3	1,024	9.1
23.9	1,081	23.0	本芝下夕町	89	89	70	78.8	1,045	11.7
51.7	498	17.2	芝六軒町	55	55	45	81.8	655	11.9
67.1	1,049	12.8	芝壽命院上ヶ屋舎	28	28	20	71.4	327	11.7
67.1	1,227	14.4	本芝入横町	112	112	81	72.3	1,406	12.6
78.5	2,109	11.8	芝横新町	133	133	123	92.4	1,676	12.6
79.0	2,123	8.9	芝通新町	162	162	141	87.0	2,658	16.4
84.0	1,467	8.7	芝田町一丁目	114	114	89	78.1	4,627	40.6
73.9	1,647	11.9	芝田町二丁目	183	183	149	81.4	4,870	26.6
83.0	3,125	11.1	芝田町三丁目	163	163	140	85.9	4,153	25.5
79.1	1,972	9.8	芝田町四丁目	96	96	71	73.9	4,431	46.2
78.1	1,815	11.7	芝田町五丁目	107	107	88	82.2	2,543	23.8
25.9	717	26.6	芝田町六丁目	146	144	105	72.9	4,159	28.5
90.0	5,772	9.1	芝田町七丁目	36	37	23	62.2	4,393	122.0
50.0	1,190	42.5	芝田町八丁目	71	71	50	70.4	5,169	72.8
65.3	327	6.7	芝田町九丁目	69	69	48	69.6	2,289	178.1
0	108	27.0	芝桑地同朋町代地	61	61	47	77.0	775	12.7
41.7	141	11.8	芝南新門前町一丁目代地	60	60	41	68.3	463	7.7
92.0	294	11.8	芝南新門前町二丁目代地	62	62	43	69.4	908	14.6
67.3	554	10.7	芝中門前町三丁目代地	17	17	12	70.6	299	17.6
55.6	85	9.4	芝松本町一丁目	132	132	99	75.0	2,291	17.4
49.3	1,095	16.4	芝松本町二丁目	34	34	22	64.7	674	19.8
75.9	990	12.5	芝新網町代地	37	41	11	26.8	954	25.8
79.4	1,733	10.2	芝車町	176	276	214	77.5	8,221	29.8
72.1	1,868	13.3	芝大円寺門前町	1	1	0	0	7	7.0
79.2	1,823	12.7	芝泉島寺門前町	48	48	39	81.3	795	16.7
26.7	569	37.9	芝如来寺門前町	21	21	17	80.9	1,001	47.7

第3表 芝における都市下層の存在

町名	総戸数 (A)	居住戸数 (B)	店借戸数 (C)
芝口一丁目西側	199	199	125
芝口一丁目東側	47	47	27
葉新町	140	140	94
口角丁	54	54	29
三助町	11	11	0
二月井	161	161	84
三錢町	140	140	74
四川町	229	212	121
五横島町	160	160	100
六芝源町	337	317	230
七露芝町	53	53	13
八宇芝町	387	387	284
九芝神町	32	32	20
十芝神町	109	109	44
十一芝神町	185	169	118
十二芝片門前町	47	46	11
十三芝片門前一丁目	29	29	15
十四芝片門前二丁目	82	82	55
十五芝中門前一丁目	85	85	57
十六芝中門前二丁目	178	191	150
十七芝中門前三丁目	238	238	188
十八芝中門前三丁目	169	169	142
十九芝浜松町一丁目	138	138	102
二十芝浜松町二丁目	282	282	234
二十一芝浜松町三丁目	211	211	167
二十二芝浜松町四丁目	155	155	121
二十三芝土手跡町	27	27	7
二十四芝新網町	632	632	569
二十五芝新湊町	28	28	14
二十六芝青松寺門前町	49	49	32
二十七芝青竜寺門前町	4	4	0
二十八芝青竜寺門前町代地	12	12	5
二十九芝北新門前町	25	25	23
三十芝富山町	52	52	35
三十一芝光円寺門前町	9	9	5
三十二芝御壁屋御掃除屋敷	67	67	33
三十三芝金杉通一丁目	79	79	60
三十四芝金杉通二丁目	170	170	135
三十五芝金杉通三丁目	140	140	101
三十六芝金杉通四丁目	144	144	114
三十七芝金杉同朋町	15	15	4

が五軒、最小の三坪七五が七軒である。これだけの差があつても一戸当りの平均坪数は七坪八五である。もつとも、裏店は一三軒でその平均坪は四坪三六である。こうした絵図面によつて居住状態をみると、ことができるが、町内全体の宅地規模の状態を知るために好適な資料は明治初年の戸籍である。明治初年における東京の戸籍は、すでに本石町二丁目と佃島の二例が紹介されている。⁽¹²⁾ 佃島の場合は借地町人しかわからぬが、借地の総坪数が約二一七〇坪で借地町人二〇三戸であるから、一戸当りの平均宅地面積は一〇坪強である。本石町二丁目の場合はつぎのとおりになる。⁽¹³⁾ 全戸八戸、以下九〇~三〇坪の間に、一三戸が分布しており、一戸当りの平均宅地面積は二二坪弱である。このように日本橋の中心にある本石町の町人の宅地面積は平均的には小規模な居住状態を示しているが、そのなかでも店借と借地町入

の差はかなりある。これに対し「朱引内外戸籍職分両総計留」によつても、同じ第一大区内で日本橋と対照的な借店率を示す、神田の松田町の一戸当たりの平均宅地面積をみてみよう。⁽¹⁴⁾ 松田町の借地町人は二六軒、店借が八九軒であつて、

第4表 松田町における都市下層の居住状態

居住面積	借地町人	店借町人
2.5(坪)		1
3.0		13
3.75	1	13
4.0		16
4.5		7
5.0	1	8
5.25	3	4
6.0	2	7
7.0	2	4
7.5	1	7
8.0	1	4
10.0	1	7
11.0	1	4
13.5	1	6
14.0	1	4
17.5	1	3
18.0	2	2
20.0	1	2
22.5	1	1
27.5	1	1
29.75	1	1
33.75	1	1
40.0	明	1
43.75		1
不		26
計		89

前記の「朱引内外戸籍職分総計留」の第一大区五小区と一小区の借店率の差が、本石町と松田町のそれぞれの戸籍の上にも現われている。そして一戸当たりの宅地面積もこの差を反映して店借は四坪が最も多くて一六戸、あとは最小二、五坪から一〇坪の間に分布しており、平均すると五坪一二になり、本石町の店借よりいっそう零細になつていて、また借地町人の場合をみても最小は三坪七五から最大は四三坪七五で、平均は一五坪九一である。どの面からみても、日本橋と神田の地域差を現わしており、劣弱な居住状態をよく示しているし、また借地と店借町人の較差を載然としていることが第四表でわかる。これらの事例から判断しても、裏店はせいぜい四、五坪程度であったといえよう。たゞこれら資料として使う「町方書上」の町々に記載されている総坪数とは、右にみてきたような個々の家の建坪だけでなく町内付きの通路、あるいは下水路等を含めて計上されているし、また地借、店借の占める比率等から判断して一応一〇坪以下、場合によっては一〇坪一五坪以下を都市下層の宅地規模とみなすことができるのではないかと思う。

まず芝地域の町々の店借率の七〇パーセント以上の町々をあげるとつきのとおりである。柴井町、宇田川町、芝中門前、芝浜松町、芝新綱町、芝金杉通、芝金杉裏、芝金杉片町、芝西応寺町、本芝、本芝入横町、芝横新町、芝通新町、芝田町、芝松本町、芝車町。これに宅地規模一五坪以下の町々との関係をみてみよう。右に記された町々の多くは宅地規模一五坪以下である。一般的にはたとえば芝新綱町の場合のように、店借率九〇パーセント、宅地規模が九、一坪といふように店借率の高さと宅地規模の零細性は密接に関連するといえよう。芝新綱町と同じような町々である芝中門前、芝浜松町、芝金杉裏、本芝といった町々は店借層が数多く居住し、しかも宅地規模の零細さがみられる、いわゆる都市下層が分厚く存在している地域といえよう。これに対し京橋よりの芝口辺は店借率の五〇・六〇パーセント台と宅地規模の一五坪前後といった相対的な高さがみられる。すなわち芝口辺の町々は家主（店借上層）、地借層といった中層の町人たちの存在が特徴的ともいえる。また地理的には反対側にある芝田町一帯は店借率の七〇・八〇パーセント台といふ高さに反し、宅地規模は芝地域の他の町々より大きい。前者からみるとこれら地借、家主（店借上層）たちは、芝口一丁目にある大規模な河岸蔵地や近くの町々にある河岸物揚場の存在⁽¹⁵⁾と関連しての営業に従事していたという推定もできよう。たとえば芝口一丁目西側には三井家の出店、芝口店（松坂屋八助名義）があったことをその事例とすることができよう。つぎに芝田町についてみよう。ここは芝口とちがって店借率が高いにもかゝわらず、一戸当たりの宅地面積が大きいといふ一見して矛盾した形をとっているが、これを説明するのに家持、地借等の上層と下層の居住状態の較差がかなり大きいことの一つの結果であるといえは説明できないわけでもないが、ここではむしろ芝田町の他の町々とちがつた条件があることを指摘した方がよいと思う。それは芝田町の町地には大名の抱屋敷がかなりあったことに注目しておきた（⁽¹⁶⁾）。たとえば一丁目の総坪数四六二七坪のうち松平豊後守（島津家）の抱屋敷が買入地、築地どもで三六四七坪八合もあること。このケースは田町の他の町々にもある。また海岸ぞいの町々のために築地が行なわれているために一戸

当たりの宅地面積が大きくなるという結果が出ているのではないか。これらの事情からみても、芝田町一帯は実質的に店借層が数多く居住し、一戸当たりの宅地面積もかなり零細なものではなかつたかと思える。芝口や田町辺の性格をこのようにみた上で、あらためてこの芝地域の下層について具体的にみておこう。「近世風俗志」によってすでに述べたところであるが、芝新錢座は「困民多く裏家には専ら乞丐人住す」といわれているが、これは新錢座町だけではなく、染井町の「町内東側裏通下之方新錢町続之処、里俗新錢座と相唱」えた場所を指している。この裏道の新錢座とちょうど反対側に芝口二丁目から宇田川町に至る六か町の町内西側には昼なお暗く、路狭き裏新道を「日影町」と里俗に称して下層が数多く集団的に居住していた。このように里俗に芝新錢座、日影町とよばれていた横町、裏道は、さらに宇田川横町、神明前とつながつていき、さらに芝新網町に結びついていた。⁽¹⁷⁾

このように芝の住民構成の特質をみておいた上で、もう少し地域的に広げてみておこう。芝地域にみられた店借率の高さと一戸当りの宅地坪数の零細性は、他の赤坂御門外、四谷御門外、萬世橋外といった地域の町々にもほど等しくみられる状態である。とくに甲州道ぞいの四谷地域、奥州道ぞいの外神田、下谷地域などにそれが顕著にみられる。すなわち麹町、四谷地域の場合は総戸数のうちの家持、地借の層の厚さがみられる、また芝地域ほど一戸当り宅地坪数の零細化、一〇坪以下はみられない、平均すれば一五、六坪程度であろう。たゞこの地域で注目すべきは鮫河橋地域の存在である。鮫河橋は明治期においては前述した芝新網町と並ぶ都市下層の集団的居住地域であるが、江戸時代後期・幕末期においては、四谷の町々と密接に結びついて都市下層が多く存在していたのである。「町方書上」によつても店借の存在は、元鮫河橋八軒町（八六、四パーセント）、元鮫河橋谷町（八六、一パーセント）、元鮫河橋仲町（八二、一パーセント）等を含み、鮫河橋全体では一二〇戸のうちの八二パーセント近くが店借であつて、とくに地借層の存在がほとんどみられないという点は、近接する四谷地域にはない状態である。一戸当りの平均宅地坪数も元鮫河橋仲町の一、五坪、

元鮫河橋谷町の一ニ、五坪とこの地域としてはもともと小さい。しかもこれらの町々には小普請、御広敷伊賀者、御作事方被官といった下級幕臣の抱屋敷（一五〇～一六〇坪くらい）があつたことを考慮に入れれば、下層の居住面積の実際はさらに零細化していくだろう。⁽¹⁸⁾

つぎに神田から昌平橋、和泉橋を渡ったところの町々の店借率や一戸当たりの宅地坪数をみると、橋付きや河岸ぞいの町々はやはり店借が相対的に少なく、地借の存在が目につくこと、一戸当たりの宅地坪数も比較的大きい。神田仲町一丁目（三一、九パーセント、一〇、三坪）、神田花房町（三、二パーセント、二六、八坪）、神田佐久間町一丁目（五七、三パーセント、二一坪）などに河岸場、物置場等を利用しする商人層（とくに材木、炭薪、蓑笠、米商人）が家持、地借として居住していた。これらの町を除く外神田の多くの町々は、店借率が高く宅地坪数は一〇坪前後が多いことに気付く。神田相生町（七六、七パーセント、一一坪）、神田松永町（六九、四パーセント、一一、六坪）、神田旅籠町一丁目（六二、五パーセント、二一、七坪）、金沢町（七五、九パーセント、九、六坪）などが、戸数規模の大きい町々である。外神田全体はそれほどの広がりも奥行もない地域だが、たゞ奥州道ぞいの下谷長者町、上野を経て下谷山崎町（明治二年以降下谷万年町と改名）、下谷御切手町といった、明治期において芝新網町、四谷鮫か橋とならぶ下層の集団的居住地域と結びついていることが指摘できる。下谷地域の場合は、芝や四谷、赤坂などのように中心部との接続部に街村状の形態をとつて発達しただけではなく、下谷、浅草一帯の寺社あるいは武家屋敷との強い結びつきの上に展開していくのではないかといふことも考えられるが、ここでは一応外神田一帯との関係で位置づけておきたい。⁽¹⁹⁾

これまでみてきた芝、四谷、外神田の諸地域の住民構成は、河岸ぞい、街道ぞいの拠点として富裕な商人＝家持、地借クラスが居住する地域と、他方では下層がそれに連なって広汎に分厚く存在する地域とに分けられる。たゞ日本橋、京橋地域とちがって、これらの地域での都市下層の存在が圧倒的に多いのがきわめて特徴的である。

ところで、江戸にはこのほかさまざまな町があった。たとえば芝に隣接する麻布は寺社門前町と武家屋敷に接続する不規則状な町が数多く存在した。このうち小規模な寺社門前町には店借の存在が比較的多く、宅地坪数も少ないが、規模の大きい町々は店借の存在が比較的低く、しかも一戸当たりの宅地坪数も大きいという共通性をもつといえる。この傾向は麻布だけでなく、飯倉、白金、三田、青山等でも同じことを指摘できる。また武家屋敷地のなかに不規則な形態でつくられている町々には居付地主（拝領地主）、地借が多いというのが注目される。これはおそらく各町々の成立事情から比較的に上層（特權的）町人が居住するようになつたからであろう。⁽²⁰⁾

小石川、牛込、本郷等の地域も、武家屋敷地のなかの町人町や小規模な寺社門前町が数多く存在したが、とくにこの地域には小石川の伝通院、音羽の護国寺、根津権現、上野の東照宮といった巨大な寺社の門前町が存在していたことを特徴として指摘することができる。そしてこれらの町々には護国寺の門前である音羽の町々のように、家持、地借が多く、したがつて一戸当たりの宅地坪数がかなり大きいという傾向がみられる。⁽²¹⁾

以上、日本橋、京橋、神田の地域との関連で、その周辺の町々の特徴的なタイプをいくつかに分けてみてきた。たゞこうしたタイプに入らない地域がある。それは浅草と本所、深川の地域である。この両地域はこれまでみてきた芝、麻布、四谷、外神田といった地域と異なって、いずれも日本橋、京橋、神田の地域と本来的に結びついている、すなわち都市の中心的機能の一部を受持っている部分という性格が与えられていると考えたい。浅草については十分に資料がない。これまで使つてきた町々の住民構成と一戸当たりの平均宅地坪数のいずれも、一、二の町しか明らかでない。この地域の特徴的な点をごく概括的にいえば、第一に幕府直属の浅草御蔵の存在である。浅草御蔵の米蔵は総坪数一万六六〇余坪、倉庫三七戸という巨大な規模を有していた。浅草の町々はこの米蔵の存在に強く特質づけられている。浅草橋から鳥越橋を渡つた隅田川ぞいの近くにある浅草御蔵前片町、浅草御蔵前森田町、浅草御蔵前天王町をはじめ、浅草旅

籠町、浅草新旅籠町、浅草猿屋町、浅草瓦町等に米蔵業務に関連する町人（札差等）が数多く集まつて大きな特徴的な性格をつくっていた。住民構成も浅草橋そばの平右衛門町の場合のように総戸数に占める店借率はかなり低かった。もちろん関連する町人も江戸市中のなかでも富商として著名な札差だけではなく、裏店居住の下層（浅草瓦町の場合、総戸数一〇〇戸、表家二三、横町表家九、裏家六八）も直接、間接に関係していたであろう。浅草の特質としてつぎにあげられるのは、金竜山浅草寺の門前町、浅草猿若町の芝居小屋（天保期以降）、さらには遊廓の新吉原町といった、江戸市民の信仰、娯楽、歓楽の町としての性格が強いことであろう。日本橋、京橋、神田の人々が参詣し、芝居を樂しみ、食事をし、遊廓へ赴くということがすべて浅草でできることにひきつけられる魅力がここにはあった。第三の特徴的なこととして、下層が集団的に居住していることであろう。浅草寺北方の「浅草溜」をはさんで浅草今戸町、浅草橋場町、浅草新鳥越町、浅草山谷町といった町々の住民構成は浅草新鳥越町の場合（総戸数五八七戸、家持四五、家主三三、地借・店借四三三）を除くと明らかでないが、明治六年の大区分別の借店率（第二表参照）をみてても、⁽²³⁾ 浅草吉野町（旧浅草新鳥越町等）、浅草橋場町、浅草今戸町、浅草山谷町、浅草龜岡町（旧「長吏彈左衛門構内」）「浅草溜」、浅草元吉町、浅草町（旧山谷浅草町）で構成されている第一〇大区三小区は七六、七ペーセントであつて、下谷万年町を含む第五大区九小区について高い。これらの町々は下谷山崎町（万年町）辺と近接しており、下層が大きな地域的な広がりをもつて存在した地域といえよう。ここで重要なことは、以上の諸特徴がいざれも浅草という地域的ななかから生み出され、存在したものではなく、都市の基本的な仕組みのなかで必要不可欠なものとして賦与されたものといえよう。この点がこれまでみてきた郭外周辺の諸地域とは機能的に異なる点であるといえよう。

つぎに本所、深川方面の状態をみたいが、史料の関係上、深川を中心としてみていいきたい。⁽²⁴⁾ 第一表（一一七ページ）によつて深川の総戸数に占める店借率が、他地域にくらべて一きわ目立つて高率であるといえよう。総戸数が一〇〇戸以

上の町三三か町のうち、店借率が八〇パーセント以上の町は実に二八か町を数える。小名木川北側、高橋近くの森下町（八六八戸、八六、一パーセント）、六間堀町（七三八戸、八七、七パーセント）、また永代橋を渡つて永代寺方面にかけて永代寺門前仲町（五六三戸、八二、二パーセント）、永代寺門前町（五四七戸、八三、九パーセント）、黒江町（三三四戸、八九、五パーセント）、佐賀町（三一一戸、八〇、一パーセント）、蛤町の内大島町北統（二八〇戸、八九、六パーセント）、大島町（二二三戸、八五、七パーセント）、富吉町（一八六戸、八五、五パーセント）などの町々が連なつてゐる。また小名木川ぞいの靈巖寺の裏手にあたる海辺大工町、高橋組の内西側東統（三四七戸、八六、二パーセント）、海辺大工裏町（二八五戸、九五、四パーセント）、靈巖寺裏門前町（九七戸、九〇、七パーセント）などもかなり密集してゐる地域ともいえよう。深川の内部で下層が居住している主要な地域を総戸数のうちの占める率でみてきたが、これをさらに一戸当りの宅地坪数を関連させるとつきの第五表のようになる。この表から深川の宅地坪数は芝地域のそれと比較してかなり大きいといふことがいえよう。規模の大きい町で一〇坪以下はわずか深川海辺大工町だけで、ついで富吉町が続く程度である。一〇〇戸以下の町でも一〇坪以下というのはあまりない。奥川町、蛤町統南本所石原代地町くらいである。町規模が大きく、店借率の高い町々の平均は佐賀町を除くとほゞ一五、六坪くらいである。これに対し一戸当りの宅地坪数のきわめて大きい町がいくつも目につく、たとえば木場町は総戸数四五戸で一戸当りの坪数が一四七〇坪になるが、そのほか一〇〇坪以上になる町は一九か町に達する。これは明らかに芝あたりの状態とはちがつてゐる。この町のなかには、鶴歩町、六万坪町の場合のように松平大膳大夫とか細川越中守といった大名クラスが町屋敷を一円買求め所有してゐることにもなつて、一戸当たりの坪数がきわめて大きくなつてゐるところもある。こうした町々を除外したところで、なお残る大きな町々が深川の地域的な特徴を示してゐることになる。それは木場町の事例のように材木問屋の木置場であるとか、あるいは小松町（五戸、二〇五、八坪）の干鰯場、干鰯市場といった性格の土地利用がなされていることを直接に示してゐるか

幕末・維新期における都市の構造（松本）

第5表 深川における都市下層の存在状態

町名	総戸数A	計算戸数B	店借戸数C	店借率B/C	町内面積D	一戸当り坪数D
深川態井町	142	134	111	82.8	2,184	15.4
"相川町	210	210	178	84.8	3,430	16.3
"佐賀町	312	311	249	80.1	10,883	34.9
"黒江町統佐賀町代地	13	13	12	92.3	131	10.1
"清住町	69	59	52	88.1	1,393	20.2
"永堀町統深川清住町代地	3	3	3	100.0	845	281.7
"扇橋町統深川清住町代地	6	6	5	83.3	82	13.7
"富吉町	220	186	159	85.5	2,394	10.9
"諸町	86	75	68	90.7	1,118	13.0
"大嶋町	239	223	191	85.7	3,991	16.7
"大嶋町代地奥川町統一カ所	24	24	21	87.5	231	9.6
"大嶋町代地越中嶋町統一 カ所	21	21	17	81.0	600	28.6
"黒江町	497	334	299	89.5	7,138	14.4
"北川町統黒江町代地	19	19	17	89.5	365	19.2
"築出新地	50	50	7	14.0	2,532	50.6
"越中嶋押借地	43	43	35	72.9	1,632	38.0
"定凌屋敷	13	13	4	30.8	1,500	115.4
"定凌屋敷統上納地	7	7	5	71.4	251	35.9
"越中嶋町	45	45	16	35.6	1,002	22.3
本所茅場町二丁目代地	4	5	0	0	921	230.3
深川南松代町代地	33	33	27	81.8	1,071	32.5
"佃町	89	77	54	70.1	2,844	144.3
"久右衛門町分伯隆屋敷	2	2	0	0	1,103	551.5
"永代寺門前町	547	448	376	83.9	9,587	17.5
"永代寺門前仲町	566	563	463	82.2	8,220	14.5
"永代寺門前山本町	124	121	63	52.1	4,724	38.1
"永代寺門前東仲町	177	161	141	87.6	4,350	24.6
"三拾三間堂町	30	30	13	43.3	2,451	81.7
"宮川町	3	3	1	33.3	1,890	630.0
"嶋田町	20	20	12	60.0	4,986	249.3
"入船町	54	54	42	77.8	8,389	107.6
"入船町押領屋舗之分	24	24	19	79.2		
"木場町	45	45	20	83.3	66,152	1,470.0
"吉祥院門前	8	8	0	0	340	42.5
"中嶋町	188	188	176	93.6	2,258	12.0
"北川町	121	110	85	72.3	2,043	16.9

第5表つづき

町名	総戸数A	計算戸数B	店借戸数C	店借率B/C	町内面積D	一戸当A り坪数D
深川奥川町	77	77	64	83.1	657	8.5
" 蛤町永代寺門前仲町南裏通	166	166	151	91.0	1,842	11.1
" " 深川大嶋町北統	280	280	251	89.6	4,834	17.3
" " 深川北川町統	55	55	49	89.1	2,192	39.9
" " 深川寺町裏統	64	64	53	82.8	8,539	133.4
" 小松町	5	5	3	60.0	1,029	205.8
" 松賀町	10	10	7	70.0	915	91.5
" 松賀町統拝借屋敷	41	41	38	92.7	441	10.8
" 一色町	94	94	70	74.5	2,736	29.1
" 伊沢町	11	11	8	72.7	965	87.7
" 松村町	157	157	143	91.1	1,935	12.3
" 坂本町代地	44	44	37	84.1	620	14.1
" 蛤町統北本所代地町	41	41	39	95.1	750	18.3
南本所石原代地町蛤町統	83	83	80	96.4	765	9.2
" " 伊勢崎町統	6	6	1	16.7	401	66.8
深川富岡町	12	12	10	73.3	263	21.9
" 中川町	75	75	71	94.7	1,045	13.9
" 今川町	18	18	9	50.0	1,395	77.5
" 富田町	42	42	40	95.2	921	21.9
" 堀川町	4	4	1	25.0	888	222.0
" 材木町	45	45	33	73.3	1,700	37.8
" 東永代町	26	26	18	69.2	1,390	53.5
" 西永代町	10	10	7	70.0	915	91.5
" 永堀町	15	15	7	46.7	1,140	76.0
" 三角屋敷	20	20	13	65.0	313	15.7
" 富久町	54	54	47	87.0	1,390	25.7
" 万年町一丁目	30	30	22	73.3	1,355	45.2
" 万年町二丁目	93	93	78	83.9	1,200	12.9
" 万年町三丁目	52	50	39	78.0	734	14.1
" 平野町	85	85	66	77.7	1,602	18.8
" 海福寺門前	13	13	12	92.3	69	5.3
" 冬木町	28	28	21	75.0	14,467	516.7
" 亀久町	47	47	41	87.2	1,003	21.3
" 大和町	48	48	34	70.8	3,125	65.1
" 六人屋敷	3	3	0	0	515	171.7
" 露歩町	3	3	1	33.3	18,954	6,318.0

幕末・維新期における都市の構造（松本）

第5表つづき

町名	総戸数A	計算戸数B	店借戸数C	店借率B/C	町内面積D	一戸当り坪数D
深川扇町	13	13	7	53.9	5,526	425.1
” 茂森町	40	40	38	95.0	6,068	151.7
” 六万坪町	4	4	0	0	18,077	4,519.3
” 伊勢崎町	158	158	130	82.3	2,145	13.6
” 東平野町	98	98	70	71.4	4,235	43.2
” 西平野町	64	64	38	59.4	1,645	25.7
” 山本町	17	17	12	70.6	3,101	182.4
” 西永町	34	34	30	88.2	9,282	273.0
” 吉永町	20	20	5	25.0	6,005	300.3
” 久永町一丁目	4	4	0	0	1,345	336.3
” 久永町二丁目	4	4	0	0	1,250	312.5
” 嶋崎町	10	10	7	70.0	5,631	563.1
” 嶋崎町統町	6	6	3	50.0	862	143.7
” 三好町	28	28	22	78.6	15,111	539.7
” 元加賀町	9	9	5	55.6	9,158	1,017.6
” 海辺大工町上町分	121	121	103	85.1	2,032	16.8
” 海辺大工町仲町分	95	95	73	76.8	3,036	32.0
” ” 高橋道西側分	174	174	141	81.0	2,339	13.4
” ” 東側仲道下組分	347	347	299	86.2	10,894	31.4
” 海辺大工町裏町	285	285	272	95.4	2,727	9.6
” 海辺大工町代地町清住町統	31	31	26	83.9	3,222	103.9
” ” 永堀町統	101	101	95	94.1	1,382	13.7
” ” 扇橋町統	2	2	0	0	108	54.0
” ” 南本所扇橋代地町統	13	13	11	84.6	351	27.0
” 靈巖寺表門前町	17	17	8	47.1	272	16.0
” 靈巖寺裏門前町	97	97	88	90.7	1,035	11.8
” 源左衛門屋敷	9	9	5	55.6	1,532	170.2
” 扇橋町	101	101	80	79.2	2,483	24.6
南本所扇橋代地町	72	72	58	80.6	2,624	36.4
深川扇橋統北本所代地町	8	8	6	75.0	1,148	143.5
” 猿江代地町	3	3	1	33.3	862	287.3
” 石嶋町	14	14	4	28.6	7,548	539.1
” 末広町	3	3	0	0	1,176	392.0
” 元町	295	243	197	81.1	7,630	25.9
” 八名川町	260	260	232	89.2	3,234	11.0
” 御船藏前町	168	144	92	63.9	2,727	16.2

第5表つづき

町名	総戸数A	計算戸数B	店借戸数C	店借率B/C	町内面積D	一戸当り坪数D
深川八幡旅所門前	4棟		25		189	
" 要津寺門前	30	30	29	96.7	297	9.9
" 六間堀町	738	738	647	87.7	11,998	16.3
" 神明門前	13	12	3	25.0	459	35.3
" 常盤町一丁目	132	132	61	46.2	2,382	18.0
" " 二丁目	37	37	7	18.9	1,191	32.2
" " 三丁目	91	91	83	91.2	1,353	14.9
" 森下町	906	868	747	86.1	13,591	15.0
" 三間町	148	143	137	95.8	2,129	14.4
" 富川町	188	188	175	93.1	4,587	24.4
" 東町	47	47	39	83.0	3,530	75.1
" 西町	178	178	148	83.1	4,474	25.1
" 猿江町	108	108	94	87.0	6,535	60.5
" 猿江裏町	82	82	70	85.4	4,412	53.8
" 上大鳴町	121	121	97	80.2	16,556	136.8
" 下大鳴町	137	137	99	72.3	14,780	107.9
" 泉養寺門前	3	3	0	0	360	120.0
" 古元町	12	12	3	25.0	1,537	112.0
" 南松代町	45	45	31	68.9	2,137	47.5
" 北松代町一丁目	67	67	36	53.7	1,888	28.2
" " 二丁目	83	82	56	68.3	1,883	22.7
" " 三丁目	81	71	52	73.2	1,875	23.1
" " 四丁目	60	50	41	82.0	3,732	62.0
" " 裏町	89	89	70	78.7	3,000	33.7

らに外ならない。深川の木場は、木場町周辺の三好町（二八戸、五三九、七坪）、扇町（一三戸、四二五、一坪）、久永町（八戸、三四四、四坪）、吉永町（二〇戸、三〇〇、三坪）、西永町（三四戸、二七三坪）、茂森町（四〇戸、一五一、七坪）、入船町（七八戸、一〇七、六坪）などの町々が「町方書上」に「町内里俗木場と唱申候、右は一円材木問屋共木置場ニ付唱來申候」と記されているように、小名木川以南深川の東半分くらいを占めていたのである。なお注意しておく必要のあることは木場の町々の戸数が少ないとということである。このことはおそらく材木問屋等の直接的に材木営業と関連する商家くらいしか存在していなかったのではないだろうか。少なくともこの町々には、下層が集団的に居住していたということは比較的少なかったと思える。つぎに小松町をはじめとする干鰯場、干鰯市場等についてみていただきたい。小松町、西永代町（三四戸、二七三坪）の干鰯市場は、小松町、西永代町の表通り、河岸地が、南茅場町の干鰯問屋重次郎ほか五人の所持地面で、その「両町河岸ニ而荷物取扱候ニ付両町一円里俗干鰯元場と相唱、干鰯ヶ糟河岸上仕」とか、「一円干鰯問屋共所持地面ニ有之候ニ付、右荷物売買仕候場所」であった。このほか蛤町のうち深川寺町裏続と佐賀町代地に江川場といいう干鰯場があり、また海辺大工町のうち高橋組東側に売場である干鰯場（銚子場）が設けられている。深川にはこのように木場・干鰯場または石置場（定凌屋敷）といった運輸に便利で、しかも貯蔵・管理のために広大な場所を必要とするものが存在していたところに大きな特徴を見出すことができよう。これらの機能はもともと日本橋、京橋、神田地域にくみこまれていていたが、都市の拡大とともに計画的に深川地域に移動していくのであって、あくまで日本橋等の地域と切り離しえない関係にあるといえよう。これに似たものに幕府の御船藏、あるいは仙台藩藏屋敷といった公的施設の存在があげられる。深川にはこれらの巨大な施設の存在と併存して下層が数多く居住していたわけだが、これらの存在に強く結びつけられていた者ばかりが存在していたのではない。下層なりの独自の生産と生活様式がそこには存在していたのである。たとえば水運に恵まれているという地理的条件とも関連して小名木川ぞいの海

辺大工町一帯には零細な舟稼人が存在していた。なかには「当町茶船持ニ而奥川筋運送之船積荷物解下宿家業仕」とか、「同所（深川）元町同所六間堀町同所海辺大工町同所清住町同所常盤町辺向寄其時々小舟所持仕候者共、當時両国橋増役舟仲間と相唱」えたという記述にみられる舟稼人が多く存在していた。また深川の開拓者ともいべき蛤町から旧猿師町（熊井、佐賀、相川、清住、諸、大島、富吉、黒江町）一帯の漁業関係者は、問屋から棒手振人まで数多く居住していたのである。深川地域の下層はこれらの運輸、漁業関係を中心としてのさまざまな生業に従事していたのである。

この深川地域のもっとも重要なポイントは、この土地が水運等に便利なように計画的に都市が造成されたことである。これまで述べた諸営業はこうした土地の性格に深く規制をうけていたのである。この点が他の地域のように不規則に膨張した街村状町屋や門前町とちがっていることである。⁽²⁵⁾もちろんここに居住する下層の性格が他の地域のそれと特別に例外ではあるわけではない。しかし広汎に存在する店舗とともに、各町内の警衛にあたる町内番屋の番人に非人があてられているという、江戸の他の町々にはみられない特徴が、この地域の性格をよく示しているといえないのである。以上、日本橋、京橋をはじめ浅草、深川等のほか、芝、四谷、外神田等の周辺地域における住民構成の特質を概観してきた。ここに指摘してきたいくつかの諸特徴は、以下あらためて幕末・維新の変動期のなかでその本質をみきわめていきたい。

注(1) 以下の概観は、鈴木昌雄「初期の江戸における町の変遷と寺院の移転」（『封建都市の諸問題』所収）による。

(2) 三浦俊明「江戸城下町の成立過程」（『日本歴史』一七二）

(3) 松本豊寿『城下町の歴史地理学的研究』二五三頁参照

(4) 旧幕府引継書（国立国会図書館所蔵）

(5) 「町方書上」によって市中町々の戸数規模を表示するとつぎのとおりになる。

幕末・維新期における都市の構造（松本）

(6)

「明治六年一月調査内外戸籍職分両総計留」（『東京市史稿』市街編五十三—一九六／二二〇頁）

(7)

注6の史料には各小区ごとの総計がのっているだけであるが、それぞれの小区に入っている町名を入れた方がわかりやすいだろうと判断してここに挿入した。原史料の閲覧が困難な現状なので明治五年「九月東京区分町鑑」によつて第一大区だけではなく、すべての町名を入れる作業を行なった。

（8）「町方書上」には、総坪数記載に統いて「外ニ、往還道幅三ヶ所表通四間裏横町共廿弐間、往還両落〔下水弐間〕」（神田明神下同朋町）とあって道路、下水等が総坪数から除外されていることがわかる。

地域名	50戸以下	50戸以上	100戸以上	200戸以上	300戸以上	500戸以上
芝	20	20	29	8	3	1
三田	12	3	7	1		
久保	2	2	3			
田中	1	4	3			
櫻木	8	2	4			
西林	10	3	2			
桜金	12	4	1			
二輪	2	1	2			
飯永	4	1				
白峯	4					
高輪	4					
下高輪	14	4	2			
高輪寺	12	4	2			
川寺	3	4	1			
品川	29	12	7			
麻布	12	4	2			
赤羽	3	4	1			
青山	2	4	1			
渋谷	26	11	8			
赤羽	13	5	4			
神田	6	1	1			
嶋津	4	2	7			
鶴込	19	4	2			
谷田	17	9	4			
中野	1	8	2			
司谷	4	1	2			
谷橋	44	11	13			
谷角	13	1	9			
谷中	2	2	5			
谷橋	7	2	1			
谷中	23	10	13			
草川	14	6	1			
所島	103	15	17			
木戸	69	28	21			
柏木	23	14	17			
下谷	4	1	1			
浅深	3					
本柳						
龟戸						

(9) 「町方書上」に記載されている総坪数は、田舎間（一間＝六尺制）計算によるものか、京間（一間＝六尺五寸制）計算によるものかによって、その広さがかなりちがつてくることは容易に推察できよう。しかしここでは前出の鈴木昌雄氏の論文の指摘にしたがって、江戸の田舎間、京間の区別は実質的に町地の総坪数に関係しないと判断しておきたい。

- (10) 大熊喜邦「江戸時代の建築」（岩波講座日本歴史所収）六八頁
- (11) 竹内誠「貸店書上覧」（近世の古文書所収）二〇八頁
- (12) 中井信彦「明治二年戸籍からみた佃島の住民構成」（米山桂三博士還暦記念論文集所収）
- (13) 村田静子「明治二年本石町二丁目戸籍下書について」（日本歴史二二八）参照、たゞし、この部分の記述は東大史料編纂所所蔵の原史料によって筆者が計算したものによっている。
- (14) 文部省史料館所蔵
- (15) 『御府内備考』（雄山閣本）
- (16) 『御府内備考』
- (17) 『御府内備考』
- (18) 以上の記述は「町方書上」、「御府内備考」、「新宿区史」等による。
- (19) 以上の記述は「町方書上」、「御府内備考」等による。
- (20) 以上の記述は「町方書上」、「御府内備考」、「芝区史」
- (21) 以上の記述は「町方書上」、「御府内備考」、「文京区史」
- (22) 『浅草区誌』等による。
- (23) 前出「明治六年一月調査引内外戸籍職分両総計留」による。
- (24) 以下の記述は「町方書上」、「御府内備考」、「深川区史」、「江東区史」等による。
- (25) たとえば深川吉永町の「非人小屋、間口武間半奥行三間」は「右町内北之方富島橋際往還河岸ニ有之、同所三拾三間町統ニ罷在候非人頭善三郎手下ニ而八之助と申者、元禄三年中より住居罷在町内番非人ニ御座候」（『御府内備考』第五卷二一八頁）といつた記載が他の多くの町々にみえる。

三 幕末・維新期における都市下層の動向

これまで文政期の「町方書上」等を史料にして、江戸市中の地域的な特質を、都市下層の存在状態を指標にしてみた。ここではこの検討の上に、まず都市下層の存在状態を、日本橋、京橋、神田を含めての全市中にわたって、それも幕末・維新期という特定の時点での状況のなかで、みておくことが必要であろう。

幕府が倒壊し、新政府が東京に設けられた時点では、東京市中でもかつての「遊民無産ノ者」たちが「御一新」以来「真ノ窮民ト相變リ、飢渴切迫ニ及候」という事態に陥入っていた。これらの「無職ノ窮民巷ニ満」ちて「無籍無産ノ窮民夥敷動モスレハ屯集沸騰可致形勢」であった。まずこれら「窮民」たちが、東京全体のなかでどれくらい存在していたかを、同じ時期のつぎの史料からみておこう。⁽¹⁾

市中町人貧富之差別人数高

東京市中

一惣人数 五拾万三千七百余人

内

富民

〔朱
地主地借〕
「店借」 拾九万六千六百七拾人程

貧民

「同
御救戴候者」 拾万三千七百六拾人程

極貧民

「同
教育所入相願候者」 千八百人程

右御事ニ付凡見込申上候 以上

巳八月

世話掛

中年寄

町人貧富之人数仕訳之儀ニ付申上候
市中人別惣高之内富民貧民人数仕訳可申上旨御沙汰之所、竈數男女人數分之目當ハ有之候得共、是迄貧富之差別仕訳委細ニ取調候儀
無之差向聴与御答難申上、右仕訳方之儀ハ今般雛形を以被仰出候戸籍調出來之上相分リ可申と奉存候、乍併至急御用之趣ニ付家持地
借ヲ富民、店借ヲ貧民、店借之内米価高直之砌或ハ疾病流行之節臨時御救頂戴致候ものを極貧、方今教育所入相願候者ヲ極々之貧民
ニ見込別紙ニ書上仕候、地借之内場末町々ニハ仮建家作等ニ而、場所柄宜敷町々之店借ニ相劣候も有之、仕訳方事実六ヶ敷夫是勘弁
致候而ハ御用弁御差支と奉存、前段之目途相立大凡之儀申上候、僉漏之至恐縮仕候、御没察奉願候、以上

巳八月

世話掛

中年寄共

いうまでもなく、ここで「富民」とか「貧民」とかに分けた規準は、地主、地借、店借といった土地、家屋の不動産所持の区分を機械的に適用したものであって、科学的な概念規定にもとづいているというわけではないが、都市下層といえる「貧民」、「極貧民」、「極々貧民」といった店借内部の区分は「極貧民」が「臨時御救頂戴致」した者で、「極々貧民」は「教育所入相願候者」というように、貧困状態をほとんど再生産不可能のクラスと、社会的・自然的条件の変化によっては救済の必要なクラスといった区分がなされていることは注目されよう。前に述べたように、地主、地借、店借といった区分がある程度生活の実態を反映しているとすれば、ここで示されたデーターからかなり具体的に都民衆のなかの下層の存在を数量的に推察することが可能となってくるであろう。すなわち全体のうち「富民」は三九パーセント、「貧民」以下が六一パーセントに達しているが、ここで注目されることは「極貧民層」が二〇、五パーセントを占めていることにある。このように再生産かつかつの都市下層、貧困層が分厚く存在していたことが、前述したような「窮民」たちの「屯集沸騰」も致しかねない状況に恐れをいだいた背景ともいえよう。

このような都市下層の存在とその行動に恐れをいだき、そのエネルギーを吸収、または分散させようとした、言葉をかえれば都市下層の「無職無産ノ窮民」たちの存在と矛盾、対立したのが、維新政府と大商人たちではなかつたろう

か。つぎに掲げる史料はこの点を指摘しているといえよう。

右牧々開墾ノ儀ハ、御一新ノ際府下從來ノ遊民共頓ニ産業ニ離レ道路ニ餓死イタシ候者、或ハ不良ノ所業及候者有之其儘ニ差置候テハ府下一般ノ者共ノ難渋迷惑可相成筋ニ付、不得己右之者共同所ヘ引移シ開墾為致候儀ニ付、今日ニ至リ候テハ左迄ノ実効ハ相見不申候得共、其砌ハ夫ガタメ府下ノ商人共何ノ風聞モ無之、安穩ニ産業出来候訳ニテ実ハ政府於テ何様ニモ御教育有之可然候

ここで興味ある指摘は、開墾着手の當時、都市下層の「窮民」たちの下総原野への「追放」が、東京「府下一般ノ者」の意向にもそつていたという、前半部分の記述にあるのではなく、実は後半に指摘されている府下商人たちが安穩に営業ができるることを期待していたというところにある（この点は後述）。ここで指摘されているように新政府、大商人たちによって「無籍無産」の者の「屯集沸騰」すべき状況に対する共同の対処の一つとして都市下層の下総原野への強制移住、追放が行なわれたのである。こうして下総の原野へ数多くの都市下層が送りこまれていった。明治二年夏以後、東京市中の「窮民」たちは土州邸など四か所の旧藩邸に集められた。⁽³⁾ここに集められた約一万人の「窮民」たちは、(1)産業元手金の貸渡をうけた者、(2)廃疾で開墾の事業ができないと認定され、教育所入りになった者、(3)脱走の者、(4)病死の者、(5)現在なお東京市中で奉公中の者、以上を除いた八千人弱が開墾場へ移住することになった。こうして東京から下総へ移住することになった都市下層は、開墾にさいしてさまざまな困難に逢着したことはいうまでもない。たとえば「是迄牧地引移之者六千四百五十人余之内、農産ヲ嫌ヒ逆モ農夫ニ不相成モノ、右人員高三分一モ可有之」とか「逆モ農産無覚束者凡武百七拾竈程モ可有之、右は開墾出精生活ヲ勉強致候者其之害ニ相成候間、右之者トモハ身寄之者有之分ハ御引渡相成候歟、身寄無之者ハ旧籍御取糺復籍被仰付候歟」というように農業耕作に不適な都市の「窮民」たちであつたからには、現地でいかに大きな障害にぶつかったかを想定することができよう。各開墾地の「農舍人別帳」をみても、しばしば家族ぐるみ、あるいは一家の働き手が「逃亡」したと記録されている事実によつて、その一端を知ることができよう。以上の経過によつて、新政府、大商人たちによつて東京から強制移住、追放されていつ

第6-1表 二和村移住農民の前職業と前居住地

職種	戸数	前住地
I 車力	12	三河町2, 浅草芝崎町, 下谷車坂町, 三笠町一丁目, 菊坂台町, 阿部川町, 牛込改代町, 牛込五軒町, 小石川原町, 鮫ヶ橋谷町, 鮫ヶ橋南町
軽子	7	三河町三丁目, 吉岡町一丁目, 下谷山伏町, 深川靈岸町本郷元町, 小石川坂下町, 下谷稻荷町
日雇	4	本所花町, 湯島両門前町, 牛込小納戸町, 鮫ヶ橋谷町
駕籠屋	4	神田仲町三丁目, 三笠町一丁目, 下谷新町, 駒込浅賀町
鳶人足	2	三河町四丁目, 本郷東竹町
小計	29	
II 左官	2	下谷山伏町, 牛込弁天町
大工	2	下谷通新町, 鮫ヶ橋南町
疊職	2	神田末広町, 中ノ郷橋町
紺屋職	2	赤坂掃除町, 菊坂台町
井戸職	1	西ノ久保広尾町
木挽職	1	浅草山谷町
樽職	1	下谷万年町
下駄職	1	麻布山本町
枕掛職	1	深川加賀町
水引職	1	麹町平川町
鑄物師	1	深川猿江町
曲物職	1	京橋五郎兵衛町
ガラス製	1	牛込天神町
鍛冶職	1	赤坂町
紺屋形付職	1	柳原柳町
春米屋	1	本所北新町
錢座職	1	浅草元吉町
棟屋	1	池之端七軒町
小計	22	
III 魚屋	7	小石川境町2, 神田相生町, 神田末広町, 下谷山伏町, 浅草田島町, 鮫ヶ橋表町
八百屋	5	神田相生町, 下谷通新町, 下谷山伏町, 浅草田島町, 鮫ヶ橋八軒町
道具屋	2	芝新網町, 神田末広町
呉服屋	1	京橋五郎兵衛町
紙米屋	1	浅草田島町
足袋屋	1	下富坂町
炭菓子店	1	浅草芝崎町
荒物屋	1	芝田町
薪炭渡也	1	浅草旅籠町
小計	22	神田佐久間町

幕末・維新期における都市の構造（松本）

IV	居酒	1	下谷三ノ輪町
	料理人	1	下谷万年町
	小計	2	
V	百姓	3	浅草福井町, 浅草町, 中ノ郷吾妻町
VII	不明	1	神田松島町
	合計	77	

第 6-2 表 初富村（大村持分）移住農民の前職業と前住地

職種	戸数	前住地
日雇	17	下谷万年町二丁目5, 下谷豊住町4, 麻布竜土町4, 池之端七軒町2, 下谷万年町一丁目, 下谷車坂町
車力	5	麻布竜土町, 下谷万年町一丁目, 下谷車坂町, 神田相生町, 牛込若松町
青物売	5	下谷万年町二丁目2, 下谷車坂町, 下谷豊住町, 深川八名川町
大工	3	下谷豊住町, 神田新銀町, 根津宮永町
植木屋	3	下谷豊住町2, 下谷車坂町
左官	2	下谷万年町二丁目, 牛込若松町
魚屋	2	下谷万年町二丁目, 下谷豊住町
時物売	2	下谷豊住町, 池之端七軒町
道具屋	2	下谷豊住町, 神田末広町
百姓	2	牛込若松町2
桶屋(桶屋職)	2	麻布六本木町, 下谷万年町二丁目
古道具渡世	1	麻布竜土町
魚屋	1	下谷万年町一丁目
六尺渡世	1	下谷万年町一丁目
かもじ屋	1	下谷万年町二丁目
左官手伝	1	下谷万年町二丁目
曲物屋	1	下谷万年町二丁目
八百屋	1	下谷豊住町
鍛冶屋	1	下谷豊住町
記ナシ	2	麻布竜土町, 下谷万年町一丁目
計	55	

た都市下層数千人についてあらためて調べるところである。まず家数からみると明治五年現在で一六五一戸である。このなかに旧武士層（主として幕臣）が三三五戸を占めているが、残りの一三一六戸のうち、店借は九九パーセントの一二九八戸であり、他は家持同居一、地借六、地借同居六、家守二、家守同居三である。下総へ送りこまれた「窮民」たちの圧倒的部が店借であることは、前述した「市中町人貧富之差別人数高」における店借＝下層という実態をよく反映していることになる。これらの店借はどのような営業に従事していたであろうか。三井文庫に収藏する開墾会社関係資料のうち「二和農舎人員帳」（明治二年一月）、初富「南北人員帳」（大村持分（明治五年一月））の二冊が移住農民の前職業を記している。それを示したのが第六表である。初富と二和の場合、前職業の構成を大きく分けると、(1)日雇・車力等の単純労働に従事する者、(2)左官、大工等の職人層、(3)魚屋、八百屋等の小商人層というように分けることができるよう。このうち日雇・車力層の占める比重はどこも高く、ついで職人層、小商人層が多く、それもきわめて複多な職種を含めている。このように東京から下総の原野へ追放された「窮民」たちというのは、ほとんど店借で、日雇・車力層から魚屋、八百屋、植木屋等の小商人、大工、左官、紺屋職といった職人層に至るまでの広汎な都市下層であったといふことができよう。

つぎに、これら「窮民」たちは、東京のどの地域に居住していたのであろうか。前章までの検討と関連させるために検討が必要であろう。初富、二和、三咲、豊四季、五香六実、七栄、八街、九美上、十倉、十余三の開墾地ごとの「農舎人別帳」によって、開墾農民たちの出身町名を整理するところになる。なお便宜上、旧一五区別にまとめてみた。

元飯田町9、麹町一丁目5、麹町谷町2、平川町三丁目1、平川町四丁目1、麹町平川町1、麹町四丁目1、麹町六丁目1、麹町七丁目1、麹町九丁目1

幕末・維新期における都市の構造（松本）

三河町三丁目15、三河町四丁目12、神田相生町7、神田末広町7、神田新銀町6、神田紺屋町3、神田山本町3、神田錦町2、神田元柳原町2、神田小柳町2、神田多町一丁目2、神田松田町2、旭町2、黒門町2、橋本町一丁目2、雉子町2、神田同朋町1、神田佐久間町一丁目1、神田日用町1、神田鍛治町1、神田仲町1、神田豊嶋町二丁目1、神田材木町1、神田多町二丁目1、美倉町1、元岩井町1、岩本町1、三河町裏町1、橋本町四丁目1、東鍋町1、神田小柳町一丁目1、北乗物町1、神田蠟燭町1、神田佐久間町1
神田仲町三丁目1、神田竜閑町1、松永町1

神田

計九六戸

北島町4、松島町4、龜島町2、檜物町2、本材木町三丁目2、小伝馬上町2、馬喰町三丁目1、藥研堀町1、葦屋町1、川瀬石町1
下横町1、吳服町1、坂本町二丁目1、岩付町1

日本橋

計二四戸

南飯田町30、南小田原町二丁目15、八丁堀仲町9、岡崎町7、南小田原町5、南糸屋町4、南本郷町4、弓町4、南大工町3、水谷君3、永島町3、京橋五郎兵衛町2、銀座四丁目2、日吉町2、佃嶋町2、具足町2、松屋町2、上柳原町2、南小田原町一丁目2、大鋤町2、桶町二丁目1、南佐柄木町1、南八丁堀二丁目1、南鍛治町1、靈岸嶋銀町三丁目1、靈岸嶋川口町1、新肴町1、鈴木町1
尾張町新地1、南鍛治町一丁目1、南金六町1、桶町1、加賀町1、本八丁堀四丁目1、高代町1、築地小田原町1

京橋

計一二戸

芝新網町19、三田豊岡町9、西久保広町8、芝横新町6、本芝材木町5、芝森元町5、本芝三丁目5、芝露月町5、本芝一丁目4、芝田町五丁目4、二葉町4、三田古川町4、芝車町3、芝田町二丁目3、芝浜松町3、芝田町六丁目3、三田四丁目3、白金猿町3、芝金杉一丁目2、芝田町九丁目2、芝金杉仲町2、芝一本榎一丁目2、桜田太左衛門町2、芝田町三丁目1、芝伊皿子町1、芝川口町1
本芝四丁目1、芝金杉二丁目1、芝松本町1、芝田町八丁目1、芝源助町1、芝田町1、芝神明町1、芝北新町1、芝兼房町1、芝町一丁目1、芝田町三丁目1、芝田町四丁目1、本芝三丁目1、三田小山町1、三田台裏町1、三田一丁目1、三田台表町1、三田老増町1、白金台町五丁目1、桜田善右衛門町1、桜田本郷町1、桜田伏見町1、汐留町1、三田功運町1、三田君場町1

芝 計一三五戸

麻布竜土町12、麻布谷町6、麻布山本町4、麻布本村町3、麻布宮村町2、麻布坂下町2、麻布桜田町2、麻布一本松町2、麻布六本

木町2、麻布簞笥町1、麻布三軒家町1、麻布長松町1、麻布日ヶ窪町1、麻布新網町1、麻布広尾町1、麻布永坂町1、麻布宮下町1
麻布 計四三戸

元赤坂町5、赤坂掃除町5、赤坂一ツ木町3、赤坂田町六丁目3、赤坂裏伝馬町3、赤坂裏伝馬町二丁目2、赤坂水川町2、赤坂新町四丁目2、赤坂田町二丁目2、赤坂新町二丁目1、赤坂新町一丁目1、赤坂田町四丁目1、赤坂町1、赤坂新町1、赤坂表伝馬町1、赤坂新町五丁目1、赤坂裏伝馬町二丁目1、青山久保町1、青山三筋町1、青山相生町1、赤坂元馬場1

赤坂 計三九戸

鮫河橋谷町11、四谷忍町4、鮫河橋仲町4、鮫河橋南町4、四谷伊賀町3、四谷尾張町2、四谷東仲町2、四谷新堀江町2、四谷南寺町2、四谷簞笥町2、四谷伝馬町三丁目1、四谷塙町1、四谷塙町一丁目1、四谷塙町二丁目1、四谷塙町三丁目1、鮫河橋八軒町1鮫河橋手長町1、鮫河橋表町1、鮫河橋町1、元鮫河橋北町1、元鮫河橋表町1、麹町一二丁目1、麹町一三丁目1、四谷坂町1

四谷 計五〇戸

牛込弁財天町9、市谷谷町8、牛込水道町7、牛込納戸町6、牛込新銀町6、牛込梗町5、牛込若松町5、牛込細工町4、牛込五軒町4、市谷船河原町4、牛込赤坂明神表町3、牛込原町二丁目3、牛込横寺町3、市谷木村町3、市谷田町一丁目3、市谷田町上二丁目3、牛込改代町2、牛込高田町2、牛込弁天町2、牛込馬場下町2、牛込原町一丁目2、牛込原町三丁目2、牛込原町2、牛込天神町2、市谷田町2、市谷左内坂町2、牛込神楽町1、牛込払方町1、牛込通新町1、牛込通寺町1、牛込東町1、牛込簞笥町1、市谷田町四丁目1、市谷富久町一丁目1、市谷長延寺谷町1

牛込 計一一戸

小石川林町8、小石川下富坂町6、小石川指ヶ谷町6、小石川白山神谷町6、小石川境町5、小石川戸崎町5、小石川掃除町5、音羽町八丁目5、音羽町六丁目4、小石川餉差町3、小石川大塚町3、小石川中富坂町3、小石川初音町3、小石川大塚町3、音羽町五丁目3、雑司ヶ谷町3、巣鴨仲町3、小石川竹原町2、小石川白山前町2、小石川大塚窪町2、小日向台町2、小日向松ヶ枝町2、関口水道町2、関口台町2、音羽町四丁目2、巣鴨町2、小石川大門町1、小石川上富坂町1、小石川金富町1、小石川白山原町1、小石川水道町1、小石川坂下町1、小石川竜雲寺町1、小石川大塚北町1、小石川久片町1、小石川柳町1、小石川仲町1、小石川大塚上町1、小日向三軒町1、小日向古川町1、小日向東古川町1、伝通院前境町1、東青柳町1、音羽町七丁目1、音羽町九丁目1、巣鴨原町一丁目1、巣鴨原町二丁目1

幕末・維新时期における都市の構造（松本）

小石川 計一八戸

本郷元町二丁目15、駒込追分町12、湯島三組町8、本郷元町一丁目7、本郷菊坂合町7、本郷菊坂町7、本郷五丁目4、湯島西門町4、本郷菊坂町3、本郷春木町二丁目3、本郷元町3、根津宮永町3、本郷東竹町3、駒込東片町3、駒込浅嘉町3、本郷六丁目2、本郷一丁目2、本郷新町家2、駒込妙義坂下町2、駒込肴町2、根津八重垣町2、本郷元町六丁目1、本郷春木町一丁目1、本郷丸山新町1、本郷春木町三丁目1、本郷春木町1、駒込片町1、駒込富士前町1、駒込千駄木町1、駒込山田町1、湯島天神町1、湯島南門町1、湯島天神下日用町1、駒込1

本郷 計一一〇戸

下谷豊住町33、下谷万年町二丁目27、下谷山伏町14、下谷万年町一丁目12、下谷万年町11、下谷金杉上町10、下谷坂本町二丁目7、下谷車坂町6、下谷坂本町四丁目5、下谷金杉下町5、下谷通新町4、上野三橋町4、池之端七軒町4、下谷坂本町二丁目3、下谷坂本町3、下谷稻荷町3、下谷町一丁目3、下谷金杉町2、下谷長者町一丁目2、下谷簞笥町2、下谷簞笥町2、下谷長者町二丁目2、下谷茅町二丁目2、谷中初音町2、谷中坂町2、下谷新坂本町1、下谷坂町1、下谷新町1、下谷簞笥輪町1、谷中門前1、下谷茅町1

下谷 計一八三戸

浅草阿部川町15、浅草山谷町11、浅草町7、浅草寺地中6、浅草芝崎町6、浅草元吉町5、浅草今戸町5、浅草富坂町3、浅草花川戸町3、浅草元鳥越町3、浅草吉野町3、浅草福川町3、浅草清嶋町3、浅草田嶋町3、浅草田町一丁目2、浅草聖天町2、浅草東仲町2、浅草三谷町2、浅草橋場町2、浅草永住町2、浅草福井町三丁目1、浅草榮久町1、浅草福井町一丁目1、浅草福井町1、浅草富町一丁目1、浅草新富町1、浅草三間町1、浅草黒舟町1、浅草新旅籠町1

浅草 計九七戸

深川靈岸町6、深川三間町6、深川福住町5、深川大嶋町3、深川南森下町3、深川猿江町2、深川八名川町2、深川西町2、深川元町2、深川佃町2、深川元加賀町1、深川北森下町1、深川扇橋町1、深川西海辺大工町二丁目1、深川御船藏前町1、深川常盤町三丁目1、深川永堀町1、深川蛤町一丁目1、深川森下町1、深川石嶋町1、深川富川町1、深川東海辺大工町1、深川佐賀町1、深川西海辺大工町1、深川清住町1、深川柳川町1、深川上大嶋町1、深川富吉町1、深川海辺大工町1

深川 計五二戸

本所松倉町19、南本所石原町5、本所吉田町4、本所新町4、中之郷元町4、中之郷八軒町4、本所北新町3、本所太平町一丁目3、
本所三笠町一丁目3、本所吉岡町一丁目3、北本所表町3、本所長岡町2、北本所荒井町2、南本所荒井町2、南本所番場町2、中之
郷原庭町2、中之郷五ノ橋町2、本所太平町1、本所長崎町1、本所相生町三丁目1、本所相生町1、本所入江町1、本所綠町一丁目
1、本所綠町五丁目1、本所林町四丁目1、本所花町1、本所柳原町1、北本所番町1、中之郷横町1、中之郷横川町1、小梅町1

本所 計八一戸

渋谷広尾町3、青山久保町2、千駄谷八幡町1

渋谷 計六戸

三河島村7、隅田村5、金杉村4、坂本村3、戸塚村(豊嶋郡)1、久左衛門新田(葛飾郡)1、不明(葛飾郡)1、白金村1、下木
所村1、下渋谷村1、下駒込村1、源兵衛村1、恩光寺村(甲州)1、

農村 計二九戸

無宿1、不明14

その他 計一五戸

これをさらにおまかに方面別に集計すると

麹町、神田、日本橋、京橋、計二六四戸 芝、麻布、赤坂、渋谷、計一二二戸

四谷、牛込、小石川、本郷、計三八九戸 下谷、浅草、計二八〇戸

本所、深川、計一三三戸 農村、計二九戸

となる。郭内のなかでも、やはり日本橋の戸数が少なく、神田、京橋辺が多いということが第一に指摘できよう。この地域の店借の小商人、職人層の維新时期における打撃を推察することもできよう。しかし人口比でみると、もつとも大きな打撃をうけたといえるのは小石川、牛込、本郷といつた城北方面であろう。⁽⁸⁾ここはもともと武家屋敷のなかの町や寺社の門前町がほとんどであって、幕府倒壊という政治的変化を真正面からうけたところといえよう。ついで芝、または下谷、浅草地域といった、もともと都市下層がかたまって存在しているところ、なかでも寺社との結びつきと武家屋敷

の存在が大きかった下谷の戸数が目につくであろう。ついで本所、深川の城東方面のなかでは深川の戸数が少ないのが気がつく。この点はさきに指摘した深川での下層の存在形態の特質と結びつくのではないか。つぎに一町ごとに移動軒数の多い町をあげると、下谷豊住町33、南飯田町30、下谷万年町二丁目27、芝新網町19、本所松倉町19、三河町三丁目15、南小田原町二丁目15、本郷元町二丁目15、浅草阿部川町15、下谷山伏町14、麻布竜土町12、駒込追分町12、三河町四丁目12、下谷万年町一丁目12、浅草山谷町11、下谷万年町11、鮫河橋谷町11、下谷金杉上町10等をあげることができる。ここから簡単に指摘できることは、下谷万年町一帯などの都市下層が集団的に居住している町の名を多くみることができる。やはり幕末期における都市下層の多い地域からは、ある特定の町々の移動軒数が多い。それに対して小石川、牛込、本郷地域の町々からは、特定の町々から平均して移動しているといえよう。ここでは、町々の存立基盤が、数多くの武家屋敷、寺社にあつたために、幕藩権力の倒壊といった次元のものが直ちに住民―上層の特權的町人はいうまでもなく、日雇い稼、車力層、小商人、職人層といった下層―店借までの再生産を不可能にしていったことが、最大の特徴といえよう。維新时期において決定的な打撃をうけたこれらの地域を含めて、下層の広汎に分布している町々の動搖は著しいといえよう。

このように維新时期という激動する時期に遭遇した都市下層の状態を慶応年間という時点で検討しておく必要がある。つぎの第七表A欄は慶応二年（一八六六）八月、米価高値によつて「下賤之者共別而可及窮迫」き状況に対し、町会所の畠穀を春米屋を通して安値で支給するため市中の名主組合ごと（一から二十一番組、番外二組）に「市中極貧之者」「実極貧ニ而難給続者相撰」⁽⁹⁾び、書出したものである。この書出しによつて約七万四〇〇〇人の「市中極貧之者」たちが多く居住していた地域がわかる。すなわち深川（十七番組）、神田明神下・本郷辺（十三番組）、小石川辺（十四番組）であり、ついで市谷・赤坂・麹町・四谷・牛込辺（十五番組）、本所（十八番組）、高輪・麻布（十番組）も比較的多い地域となる。

第7表 江戸市中各組における富裕層と貧困層の存在形態

組名	地域名	A極貧者 取調書上	比率	B御用金 高	比率	人数	1人当り金高 うち千両以上金高	人数	1人当り金高 両
一番組	日本橋辺	0	0	154,635	24.7	238	650	108,850	38 2,864
二 "	横山町辺	1,809	2.4	80,710	12.8	160	504	44,100	12 3,675
三 "	浅草辺	860	1.2	44,000	7.0	80	550	26,100	11 2,373
四 "	通丁辺	80	0.1	47,810	7.6	73	655	35,800	20 1,790
五 "	南伝馬町辺	821	1.1	6,435	1.0	31	208	0	0 0
六 "	銀座辺	339	0.5	42,840	6.8	59	726	30,000	12 2,500
七 "	八丁堀・ 露岸崎辺	1,849	2.5	50,270	8.0	96	524	32,000	12 2,667
八 "	芝辺	1,364	1.8	16,375	2.6	67	244	3,400	3 1,133
九 "	芝金杉辺	344	0.5	4,945	0.8	21	235	0	0 0
十 "	高輪麻布辺	4,461	6.0	3,600	0.6	10	360	2,000	2 1,000
十一 "	神田辺	45	0.1	3,600	0.6	15	240	1,000	1 1,000
十二 "	外神田・ 下谷辺	2,888	3.9	15,280	2.4	47	325	6,000	3 2,000
十三 "	神田明神下 ・本郷辺	12,901	17.5	3,885	0.6	20	194	0	0 0
十四 "	小石川辺	10,680	14.5	9,540	1.5	23	415	5,000	5 1,000
十五 "	市谷・赤坂・ 四谷・牛込	6,959	9.4	29,925	4.8	79	379	17,000	4 4,250
十六 "	両国辺	2,925	4.0	4,420	0.7	20	221	0	0 0
十七 "	深川辺	13,181	17.8	103,690	16.5	94	1,103	85,400	14 6,100
十八 "	本所辺	4,665	6.3	1,220	0.2	7	174	0	0 0
十九 "	芝二本榎・ 目黒辺	1,161	1.6	250	0	2	125	0	0 0
二十 "	牛込高田辺	2,805	3.8	400	0.1	2	200	0	0 0
二十一 "	浅草阿部川 町辺	3,338	4.5	150	0	1	150	0	0 0
番外	吉原	0		1,700	0.3	8	213	1,000	1 1,000
"	品川	2,428	3.3	0	0	0	0	0	0 0
合計		73,849 (75,903)		627,305 (625,680)		1,153	544	377,750	138 2,737

(注) 合計カッコ内の数字は集計結果で史料の合計高とはA, Bどちらも一致していない。「極貧者取調書上」を「藤岡屋日記」で校合しても、すでにこの「史料」段階で誤記されているため止むをえず、そのまま掲示した(財部建志氏の御教示による)。

う。これに対し少ないのでやはり日本橋、京橋、神田方面である。また芝、芝金杉辺が比較的少ないことが注目されよう。つぎに慶応二年という時点での「市中極貧之者」の存在状態とは対照的に、市中の富裕な大商人たちの地域的な存在形態を慶応期でみておきたい。第七表B欄は、慶応元年五月長州再征費用のために課した用金令に対して、市中組々より上納した金高が示されている。⁽¹⁰⁾ これは「江戸における富商所在の見とり図を示している」といえようから、さきのA欄と重ねることによって慶応期における市中の各地域での富裕な大商人たちと「市中極貧之者」との並存状態を知ることができよう。用金高の多い順からみると日本橋、横山町、浅草、通丁、銀座辺といった市中の中心地であり、また深川からきわめて多額の用金が出ていることがわかる。すなわち一〇〇両以上、または一〇〇〇両以上の用金上納者の一人別の額でみると、いずれも深川地域が日本橋を抜いてもっとも多いことは注目されよう。このような富裕な大商人の存在地域はA欄でみる「市中極貧之者」の存在がきわめて少ないという共通性があるが、深川だけはどちらの存在もきわめて多いという特異な状況を示している。また前述した市谷、牛込、四谷方面もほどこれに似た傾向を見出すことができよう。深川を含めて江戸の全地域における富裕の商人層と「市中極貧之者」の分布状況から、ある時は全地域のなかでの日本橋等の中心地と周辺地域全体が問題になるときもあるうし、別ときは一地域のなかでの富裕層と「極貧之者」の矛盾対立が顕在化するといったような、さまざまな形をとってくるであろう。この点を意識しつゝ具体的に慶応二年の江戸打ちこわしを検討していくみたい。

ここで幕末・維新期における都市下層の動向をもつともよく表現している、慶応二年五月末に品川宿からおこり、江戸中をまきこんだ打ちこわしをみていく。慶応二年の江戸打ちこわしについては、史料的には「藤岡屋日記」、「丙寅連城漫筆」、「武江年表」、『品川町史』上巻等をあげることができるが、内容的にはいずれもほとんど同一のものとあってよい。また最近の山田忠雄論文⁽¹¹⁾にいたるまで、幕末・維新期における階級闘争についてふれた論著で、この江戸

打ちこわしについて論及していないものはないといってよい。したがって、ここではあらためて江戸打ちこわしの経過やその意義について詳しくふれる必要はないだろう。これまでの論述との関係からいえば、都市下層の地域的な存在状態と関連して打ちこわしの波及経路の特徴的な形態から打ちこわしについての新たな評価を行なうことにある。「武江

年表」⁽¹³⁾から打ちこわしの範囲を記述した部分をつぎに示そう。

五月二十八日の夜五時頃、何ものとも知らず南品川御嶽町稻荷祠の大鼓を取り出し、同所本覚寺の境内にいたり打鳴らしければ、何方よりか雜人多く集ひ来り、夫より群行して南品川馬場町油屋某が宅を破却し、南品川宿、北品川歩行新宿、東海寺門前の町屋を打毀す事凡そ四十軒程即時に散じて行方を知らず、夫よりしてかゝる狼戾の輩諸方に蜂起して日夜に群行し、本芝、同田町、金杉町、芝西應寺町、浜松町、中門前等に及ぼし、六月二日に新和泉町、四谷辺、鮫河橋、麻布本村等の町屋を壊てり、又三日には堀留町、牛込中里町、早稲田町、馬場下町、鎌倉横町、赤坂田町、新町の辺、四日には本所茅場町、四谷伝馬町、五日には本所緑町に及びり。九月十日の頃よりは本所大島町の貧民急卒に大路上に轢り富商の家又は米屋味噌屋炭薪屋等の門辺にひんで救施を求む、大釜を押して受け、押借の米を焚きて是れを爨ふ、是れよりや始まりけむ、深川猿江のあたり、松代町本所松倉町辺、其余追々諸方に屯集し、本所法恩寺の境内に集り、卒塔婆を折りて薪とし、米を焚きて夜を明かせり、(中略)、十五日頃、浅草辺橋場今戸に及ぼし、浅草寺、弁天山橋場法源寺、總泉寺に集り、富商の施財を催促す、深川雪岸寺へも集りし由なり、十七日には中の郷南割下水下谷坂本の外所々に羣り、大路に駢闐せり、依つて商戸は戸扉を鎖して声をもたてず、十八日下谷竜泉寺町の族大恩寺に集り、谷中天王寺へも羣れり、和泉橋北広小路下谷稲荷社内へも屯しける。十八日は上野大師の縁日にて詣でる人もありけるが、異国人此の辺を通りかゝりけるを羣集の貧民大声を挙て罵言、礎を打ちてやまざれば異国人恐れて逃げ延びたり、十八日夜よりは神田町々の賤民も道路に屯集して、前同様の所行有り、春米屋も怖れて戸を閉し家業を休しかば、諸人迷惑せり。

慶応二年の二度にわたる打ちこわしは、波及範囲がいずれもちがう。五、六月は品川からおこり、芝、麻布、赤坂、鮫河橋、四谷、牛込に至つており、また日本橋、本所にも発生している。九月は本所、深川、浅草を中心に、中の郷、下谷、谷中、神田の町々に波及している。すなわち五、六月は城南を中心いて城西へ向かつており、九月は城東を中心としている。いずれの場合にも共通しているのは日本橋、京橋の地域の打ちこわしはごく一部を除いてはみられないこと

である。五、六月の場合にも芝口近くにまで打ちこわしが及んでいるが、京橋へは入っていない。九月の打ちこわしの場合は本所、深川から神田に及んでいるが、これも日本橋はまきこまれてはいない。打ちこわしの波及方向はついに日本橋、京橋といった政治的、経済的中枢部には直接向けられておらず、ほとんどがその周辺部で動いていた。このことは、これまでみてきた都市下層の存在形態と深く結びついているといえるだろう。こうした慶応二年江戸打ちこわしの特徴から第一に考えておく必要のあることは、日本橋、京橋といった政治的、経済的中心地への打ちこわしがついにみられなかつたことから、このときの都市下層の蜂起の限界性をみるとどうかということである。この慶応二年の打ちこわしの一つの特徴は、物価上昇の動きとからんで「呉服類横浜取引ニ而近年手厚之身上ニ相成候者」（新和泉町の大黒屋六兵衛、堀留町の丁吟等）、また英國人への襲撃がみられていることである。⁽¹³⁾ 都市下層の物価上昇の動きに対する抵抗が、後に述べるように単に地域内の問題に止まらないで、幕府の基本的な政策への批判という形になって現われていることを重視しなければならない。慶応二年という時点での都市下層の打ちこわしは、直接的にはその中枢への襲撃という形をとらなかつたとはいえ、政治的、経済的条件の変化によっては中枢部への打撃をも必至とすることだろう。それは慶応三、四年ともなればいっそう明確な動きとなつて現われてきていているのである。慶応二年という時点での都市における階級闘争の特質は、政治的には露わな批判という形を明らかにしていながら、地域のなかでの矛盾、対立が一挙に爆発したという点にあろう。その場合、政治的、経済的中心への打ちこわしがなきれなかつたために、個々の地域のなかでの矛盾、対立が体系的ななかで位置づけられず、その「点」のなかでの動きでしかなかつたといえよう。しかし、そのためにはまたこの地域の内部での矛盾、対立の状況を基礎にしないでの体系化もまたありえないということ、すなわち慶応三、四年への展望もまたこうした地域での矛盾、対立のなかで理解できるものである。そのためには、この地域のなかでの矛盾、対立した層を明らかにすることが必要であろう。そのためには都市下層の打ちこわし参加者について検討

(検挙者)

赤坂表伝馬町一丁目1, 赤坂裏伝馬町二丁目1, 赤坂新町二丁目3

赤坂表伝馬町二丁目1

赤坂専修寺門前1

赤坂浄土寺門前1

しなければならないだろう。打ちこわしの参加者を推察しうる資料として、品川宿の打ちこわしは「水呑百姓又は其日稼裏家住之もの」によっておこなわれたと『品川町史』所収史料は述べていること、また六月二日、堀留町二丁目の丁吟を打毀した者は「印半天等を着し職人、又は肴屋杯之風俗」(藤岡屋日記)であったといわれる。ほかに、六月六日に赤坂で逮捕された打ちこわし参加者等がわかるが(第八表⁽¹⁵⁾)、この表からは職人、小商人層を打ちこわしの主体とすることができるよう。

都市下層についての具体的分析は改めて別稿で行なうことにして、ここではとりあえず、店借の職人・小商人層などの小所有者からまた車力、日雇層などの其日稼ぎの労働力の販売者を打ちこわしの主体とみることができよう。このような都市下層と矛盾、対立し、打ちこわしをうけた層についてみていく。五、六月にかけて打ちこわしをうけた家々はつぎのとおりである(第九表⁽¹⁶⁾)。この表から打ちこわしをうけたのは質屋、酒屋、両替屋、米屋等ということができよう。問

合計	家持	家主	地借	店借
9	5		3	1
7	5	1	2	
5	2		3	
3	2		1	
2	2			
1				
1			1	
1			1	
1	1			
7	5		2	
3	1	1	1	
2	1		1	
2	1		1	
2	1	1	1	
2	1		1	
1	1		1	
1	1	1	1	
1	1			
16	6	2	1	7
2	1	1		
1	1			
1	1			
1	1			
1	1			
1	1			
1	1			

第8表 赤坂における打ちこわし参加者

塗 師	5	店借1, 店借同居2, 店借弟子2
竜吐水屋	1	家主弟子1
鎌 師	1	店借1
八百屋	1	店借同居1

第9表 慶応年打ちこわしの対象者職業

地 域 名	職 業
品 川	旅 龍 屋 屋 屋 屋 屋 頭 質 米 酒 吳 紙 釘 砂 店 渡 渡 渡 渡 渡 渡 渡 (質屋)
芝	質 春 酒 砂糖 渡 吳服 道 鉄 古 紙 渡 渡 渡 渡 渡 渡 渡 (酒屋) 世 世 世 世 世 世 世 (砂糖屋) 屋 屋 屋 屋 屋 屋 物 物 物 物 物 物 物 物
牛込、四谷、新宿、赤坂	春 質 菓 馬 料 乾 烟 紅 紙 渡 渡 子 具 渡 渡 渡 渡 世 世 世 世 世 世 世 世 職 世 世 世 世 世 世 世 屋 世 世 世 世 世 世 世 物 世 世 世 世 世 世 世

題のはこうした質屋などがどのような理由によって打ちこわしをうけたのか、ということを明らかにすることにあらう。このことはまたその時かぎりの理由を問うことにして止まらず、どのようにして店借＝職人、小商人、または車力、日雇層と対立していたのかを問うことになるだろう。さきに第九表から質屋、酒屋、両替屋が打ちこわしの対象となっていることが指摘されているが、これらの営業の特徴として、質屋と両替屋、酒屋と質屋といったように兼業をしている場合がしばしばみうけられることがある。両替屋を中心に事例をみるとつぎのことおりである。安政四年の江戸市中の両替屋（三組、番組）六三八軒は、店借はわづか五軒であとはすべて家持、地借、家主であるが、営業面からみると屋、酒屋を兼ねているのが実に二六七軒（四一、八パーセント）もあり、あと紙屋と油屋を兼業しているのを加えると三

六七軒（五七、五パーセント）になる。このように家持、地借、家主クラスで、両替屋、質屋、酒屋を兼ね営なんである、というのが打ちこわしをうけたクラスの一つの特徴ともいえよう。また打ちこわしをうけた米屋のなかには高利貸を営む者もいた。内藤新宿の米屋、松五郎は「同宿続き里俗麴屋横町宮川検校手代同様ニ而、自分貯へ金を右名前ニ致し、最寄之者へ平日高利ニ貸附取立」⁽¹⁸⁾ていたという。こうした米屋が打ちこわしをうけることもあったが、多くの「米屋之儀は平日升目等不正之売方致候趣」のために打ちこわされたのであろう。江戸市中の米屋は、数か町くらいのまとまりにはだいだい地廻り米問屋（商店八ヶ所組米屋を兼ねている）があり、さらに町々には数軒の春米屋があつたが、地廻り米問屋は家持、地借層が多く、春米屋は店借がほとんどである。⁽¹⁹⁾なかには地廻り米問屋が春米屋を兼ねている場合もある。小売業を兼ねている問屋といったところであろう。ところで打ちこわしをうけた春米屋というのは、米屋一般すべてではなく、右のような米問屋兼業の春米屋なのである。このように質屋、酒屋、両替屋、米屋一般が慶応二年の打ちこわしをうけたのでなく、いずれも家持、地借、家主クラスであり、それも質、酒といった下層にとって生活を維持していく上で欠かすことのできない営業を兼ねもち、また価格操作に影響力をもつ問屋的性格の春米屋などであった。このように町々での家持、地借クラスのなかでも、都市下層の店借＝職人、小商人、または車力、日雇層が生活を維持していくためにかゝすことのできない米、酒、質などの営業者との間の矛盾、対立は物価騰貴などにより生活困難の状態が生じると一挙に打ちこわしという形で爆発したのである。それはまた反面でこうした矛盾、対立の状況であったからこそ、打ちこわしが地域的のあるいは周辺部に波及するにとどまり、それが直ちに全市中をまきこみえなかつた原因であるともいえよう。

このように、打ちこわしの波及経路、そこでの矛盾、対立の状態と関連して、家持、地借クラスの共同の対処の仕方もその特質に規制されていたともいえよう。

第一にそれを富商等の町中への施行差出みてみよう。慶応二年の江戸打ちこわしにさいして富商等による施行差出がしばしば行なわれていたことは、三井家の芝口店の冒頭の資料にもみられるようである。またこの時の六月四日に金沢丹後の下谷店が「金二朱宛町内小舞其日かせぎ之者へ施行差出し」ており、翌五日は本店が「今朝相談之上本石町二丁目中が金一両宛施差出し申候、並に出入方三十人之同類遣候」という記録がある。⁽²²⁾ 飢饉、火災等に原因する物価騰貴にさいしては、町々へ施行がしばしば行なわれ、富商のその拠出高が「施行鑑」等に記されている。ここではこうした施行差出一般が問題なのではなく、ここで施行が江戸全体に対して行なわれるのでなく、主として居住する町々に差出されていることである。慶応二年九月の打ちこわしのさい小日向水道端居住の「木屑子」は浅草辺でつぎのような状況をみている。⁽²³⁾ 「夫々浅草御門外を過候處、往来も致兼候程之人数蚊集鴉噪雜々不堪候、是は浅草中は申ニ不及本所下谷辺迄も申ケ隔候場所古御蔵前辺え差向き、無心ニ罷越者數十組之義ニ候得は札差共手ニ而モ助成行届不申、依之各其町内限り合救助可致候へ共無際限他所迄之事は相断候趣ニ候處、左候而は貧地ニ住居之者共何れへ歎願可申出様無之是非共遠近を不論富者之者共多分有之町々江助力申入迫、辻々ニ而論弁如何相成候哉」、浅草蔵前の札差等が居住している町々は施行差出によつて一息つくこともできようが「貧地ニ住居之者」はどうすればよいのか、ということがここで問われているのである。こうした「貧地ニ住居之者」の動きが「富者之者共多分有之町々江助力申入」が、ある場合に施行差出となり、また打ちこわしという激化した行動となって現われよう。慶応二年にかぎらず、家持、地借クラスの「富者」は主として居住する町々の下層対策のための施行差出が行なわれ、その強弱の度合が打ちこわしの時点できざざまな結果を生んでいるともいえよう。同時にこうした地域差がある限り、全市中をまきこむ統一的な打ちこわしがきわめて困難であったといふ事情をも説明することにならう。第二に問題にしたいのは、慶応二、三年にみられた「町兵」設置のことである。⁽²⁴⁾ 「町兵」設置の動きは慶応二年夏の打ちこわしの後に、主として家持、地借層によつて推進

され、一部の町では実施されたようである。「市中御備町兵取立」のねらいは、第一に「非常之節」の「市中取締」のため、第二に「市中其日稼困窮者共營方」の助力のためであった。これはすでに秩序維持の機能を失っていた町内の自身番屋に代って機能しうる存在をつくるとしたものであろう。「町兵」の人選は町火消や町々木戸番人のなかから採用するほか、「町々店人足之唱ニ而強壯之者」とか「諸職人車力輕子稼之類」に組合を結ばせ、鑑札を出させてから「土工兵」としようとしていた。この「町兵」設置は慶応二、三年という幕府の權威が町方でもゆらいでいるなかで、既存の秩序維持の手段に代わるものを持ち、地借層が自らの手でつくり出そうとする動きであったともいえよう。この「町兵」のなかに仲間制度を基礎にして下層もくみ入れようとしたところに、秩序維持に対する家持、地借クラスのねらいが明らかにこめられていることを知ることができよう。ここに示した「町兵」設置の動きにしろ、また施行差出にしても、いずれも一貫して自己の階級的立場を維持しようとする現われともいえよう。こうした動きは慶応年間だけではなく、明治期に入つても、新政府のもとによりいつそう組織化されて行なわれていった。その一つとして地域的には「貧富同一家之会社」の設置にみられている。⁽²³⁾明治二年一〇月に十五番組芝浜松町二丁目町年寄の家持源七ほか一一二人はつぎの趣旨の願書を出した。十五番組(芝浜松町一～四丁目、芝新綱町、芝湊町、芝中門前一～三丁目、芝手跡町、芝金杉一～四丁目、芝金杉川口町、芝金杉浜町、芝西応寺町)、十六番組(本芝一～四丁目、本芝入横町、本芝材木町、本芝下タ町、芝田町一～四丁目、芝通新町、芝横新町、三田一～四丁目、三田同朋町、三田小山町、芝松本町)一帯の「其日稼之ものハ何之目的モ無之徒ラニ時勢之盛隆を而已待希罷在候空敷今日を送候之族不少從来之家産ニ離候もの速ニ生計を求可申處無其義徒食罷在終ニ飢渴之憂ニ陥リ候をも不顧之輩又多相見」の状勢であったが、施行、教育所入り等によつても窮民増加は防ぎきれず「土地を傾衰漸ニ致リ候は必然之勢」である。この勢いを挽回するために「貧富相共ニ協力賑給之仕様」、「貧富同一家の会社」を起こそうといふのである。この会社は両組のなかにある肴市場、青物市場等へ棒手振

行商人、あるいは「無産のもの共」を勤めさせ、めいめい得意の稼業を勉強できるように世話をするためにつくるうといふのである。この会社で注目すべきは、設立発起人の家持、地借、問屋商人等が「無産のもの共」などの窮民の「衣食住を始め借財家職まで世話を致し」、「各其分ニ応し稼職を仕覚へ」ることを定めていることである。この内容を「会社取組仕業見込書」、「入社のもの条約案」等にうかがえるが、後者から以下の条項を引用しておきたい。

一米塙噛之給錢ハ、朝廷御扶助之賜ニ而銘々之欠乏を補ひ賑給を戴候とは乍申、多人数之事故一朝之苦を通候辻、安逸に日を送り候様ニテは後來のふためは不申及会社之相続も届兼、且は朝廷之奉恐入候義ニ付各持前之稼職を励ミ壳徳を以て期日後之元手金并会社金等積立病氣之節、あるひは老後死後子孫に至る迄欠乏を賑給すべき備金を扱可申茲に從事して懈らされば身代を取りし父母妻子を安樂ならしむべき基を据れ事故、第一に朝廷御愛撫の御仁旨を難有尊奉し、次に有志協力の厚意を辱く相弁銘々一分の産業を立、家族をして安穩ならしむ事を報男謝徳と心得候て片時も油断あるべからざる事

一從前仕習たる稼を固守いたし時機に応せざるは生計無覓束間、肝煎世話方のもの器に応し相当の差圖致候は猥に違背致間しき事

一小壳直段は壳込世話方之差圖を守り下直に壳渡可申、私情に拘り高直不正之壳捌方一切致間敷事

一壳仕舞候ハ、直ニ壳上ケ代錢を会所へ持參可致、壳残品有之候歟又は夜様致候ハ、世話方之差圖を受可申事

一病氣又ハ難去要用之外休業致ましく、休業致候節ハ其訛相届可申、病氣ニ候ハ、医師を遣し薬用可為致私に休業致へからざる事

一商道具無之ものハ貸置可申、家族之内職手稼等も差支候ハ、道具ハ勿論相当之元手金等も相渡し可申事

一米塙噛代は老少之差別を立人數ニ応し相渡し、店質は会所へ積置連日晦日差配人え相渡し可申事

一夏冬の衣類も相當に相渡可申事

一入社中往来の借財ハ期月を定候まで置据を相頼貳拾五両壹歩之利足を払渡し可申、期月後ニ至リ元金返済之通相届候様積錢致置可申、

此期月中ハ他所より金錢借用一切無用之事

一期月中非常の入費有之差支候節ハ、調之上相當に貸遣し可申事

一区外社中を望候歟独立稼致度ものハ世話方のものへ可申談候、其品ニ寄元手金も貸遣し可申事

一壳徳の内、積錢之預りは借財之返済并商道具あるひは高料之稼職具等可相渡、品々之立替返済之積錢と心得可申積置差引過不足の勘点ハ毎月調之上銘々為心得可申事

これらの条項をみただけでも小売値段、売上代金、商売道具等についての会社管理が行なわれ、また借財返済のための積錢も行なわれ、さらに日常生活の食料から衣類に至るまで会社側から支給されることになっている。このように家持、地借、問屋商人たちは「其日稼之棒手振歩行商人之類」に対して「銘々之衣食住を始め借財家職まで世話を遣すこと」を町ぐるみで行なうように動いていたのである。芝南部の十五、十六番組内での「貧富同一家之会社」の性格は他の地域においてもみられるであろう。芝地域と対照的であった深川の四十八番組（深川大和町、深川尾久町、深川冬木町、深川和倉町、深川佐賀町、深川相川町、深川清住町、深川熊井町、深川諸町、深川富吉町、深川平野町、深川万年町一～三丁目、深川三角町、深川富久町、深川永堀町、深川材木町、深川大住町、深川東永代町、西永代町、深川今川町、深川富田町、深川中川町、深川堀川町、深川松賀町、深川小松町、深川伊勢崎町、深川海辺大工町一、二丁目、深川海辺大工町裏町、永代橋東助成地）と四十九番組（深川中島町、深川福住町、深川黒江町、深川大嶋町、深川富岡門前町、同富岡門前仲町、深川富岡門前東仲町、深川富岡門前山東町、深川三十三間堂町、深川宮川町、深川入船町、深川島田町、深川木場町、深川茂森町、深川扇町、深川鶴歩町、深川一色町、深川伊沢町、深川松村町、深川蛤町一、二丁目）の年寄たちは「当年秋不熟之趣相聞、其上冬氣ニ差向此上細民窮迫之者相増可申折柄」、その「扶助」のために申合せた。「区内有志の者」と米問屋が結びついて扶助米を与えるようである。⁽²³⁾資金は有志の者「区内ニは一昨卯年窮民騒動致し候砌金高之施行差出候もの十五六人其余聊寃之施行致し候者」からの出金によって賄うことにしている。深川の場合は「窮民救方之御助成」の方法は幕末期のものと同じであるが、たゞ二つくらいの番組が集まつて、そこで「出金」をまとめ「扶助」をしようとするのだが、それがさらに「其日稼之棒手振歩行商人之類」の存在状態によつては芝地域のように「貧富同一家之会社」をおこし、そこで「衣食住を始め借財家職まで世話を遣す」とすることが要請されてくるものといえよう。このようにいくつかの番組では家持、地借クラスが一致して下層への対処を打出していた。この対処はそれぞれの地域内の事情に応じていろいろな形をとつて行なわれたが、こうした対

処が全東京的規模で行なわれたものが有力町人の全結集になる諸「会社」の設置であり、その一つに前述した開墾会社があった。開墾会社は三井八郎右衛門を惣頭取に、加太八兵衛、小野善助、西村郡司、星野清右衛門、大村五左衛門、湯浅七右衛門ら九人を頭取にして、府下の豪商たち二七〇名に及ぶ加盟者によつて設立されたのである。⁽²⁵⁾ この会社形態による大規模な開墾事業の開始は、決してそこから利益を期待してのものではなく、実は同一メンバーによる為替会社、商社、三井組等の出資によつて賄われていたことに明らかなように、これらの諸会社、政商の経済活動を発展させていくためにも必要不可欠の役割をもつっていたといえるである。

注(1) 「順立帳」(『東京市史稿』市街編第五十一—六八五頁)

(2) 農政調査会『明治前期下総牧場開墾関係史料集』二三頁

(3) 以下の指摘は右史料集の一〇頁、一二〇—一四頁等による

(4) 各農舎人別帳による

(5) 三井文庫所蔵史料、追九三一

(6) 同右、追九五〇

(7) 同右、追九三〇—九四〇

(8) この打撃の状態をもつともよく示しているのがつきの史料である。『東京市史稿』市街編五十一—三一九—三三七頁参考

庚午六月

麻布青山市ヶ谷牛込小石川白山辺之市街、次第ニ零落、産業ヲ失及困迫候者不少、右ハ土地盛衰交遷ヨリ自然ト窮困相成、此儘差置候而ハ、逆も産業之目計不相立、忽數万ノ窮民相生シ殆不可救事ニ可立至候、就而ハ往来群集ノ地へ引移し成丈商業ニも為基付候は而ハ不相済候處、下谷淺草本所深川両国浜町矢之倉靈岸島八丁堀内外神田湯島四谷御門外、或ハ川付半等ニ而街上幅湊いたし候場処ハ商店稠密、寸尺之余地も無之、然ルニ右街衝へ接候諸藩邸并諸官員士卒族等ノ邸舎有之華竟繁盛ノ場所ハ町ニ致し必用ニ而、武土地ハ往来繁雜之便地ニ無之テ聊差支も無之筈ニ候得ハ、右場所々ノ内、町地ニ致し候而都合宜場所ハ断然町地と相定、夫々替地等相渡シ御用地ニ引揚ノ上新開町取建前書袁幣之貧町を移住申付候得ハ、散布之町地片端ヨリ切縮り、後來府

民保護之目的も相立可申と見込申候、全體御一新已來當府ノ義種々手ヲ付候儀不叶候得共未武土地町地ノ區別等不相立、右ハ早急難被行次第モ有之候得共、當今ニ至差事候儀も有之間敷勘考いたし候、尤少々ノ苦情ハ可有之候得共、右ニ相拘り猶予致し候は而ハ府治之体裁も相立候期も無之候ニ付、右之取計いたし度奉存候、依之此段奉窺候也

- (9) 「藤岡屋日記」(『東京市史稿』市街編第四十八、二六三頁)
- (10) 「千代田区史」中卷一一八頁
- (11) 同右
- (12) 「幕末維新期の人民鬪争」(『歴史評論』一一五、二一九) ほか。
- (13) 平凡社、東洋文庫版
- (14) 石井孝「慶應二年江戸困窮人の屯集と外国公使の米穀輸入勧告」(ヒストリア第一号) 参照
- (15) 以上の史料は「藤岡屋日記」(『東京市史稿』市街編第四十八一八八頁)
- (16) 同右史料
- (17) 「両替地名録」(安政四年版)
- (18) 「藤岡屋日記」(『東京市史稿』市街編第四十八一〇五頁)
- (19) 「京橋区史」、「芝区史」等による
- (20) 「金沢丹後日記」
- (21) 「藤岡屋日記」(『東京市史稿』市街編第四十八一六五頁)
- (22) 「藤岡屋日記」(『東京市史稿』市街編第四十八一三二三頁、及び同第四十九、一六八頁)
- (23) 「府治類纂」(『東京市史稿』市街編第五十一一〇一九頁)
- (24) 「府治類纂」(『東京市史稿』市街編第五十一一九五四頁)
- (25) 「松戸市史下巻(一)」
- 付記、本稿に引続いて、(1)都市下層＝平民の成立過程、(2)都市と農村の関係、を予定していたが、一九七〇年歴史学研究会大会近世史部会で以上を包括した概括的な報告を行なったことを付記する。